

序 経緯

平成17年9月29日、公正取引委員会は、日本道路公団（以下「公団」という。）が発注する鋼橋上部工工事の入札参加業者らに対して、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、入札参加業者ら45社が遅くとも平成14年4月1日以降、公団が競争入札の方法により発注する鋼橋上部工工事について、受注価格の低落防止及び安定した利益の確保を図るため、共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、上記工事の取引分野における競争を実質的に制限していたことが認められたことから、入札参加業者ら45社に対して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、同法第48条第2項の規定に基づき、排除勧告を行った。

一方、同日、同委員会は、公団総裁に対し、公団が発注する鋼橋上部工工事に関し、その発注に関わる複数の役員及び職員が、平成14年度以降、組織的に、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）に規定する入札談合等関与行為を行っていたとして、同法第3条第2項の規定に基づき、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。また、同条第6項の規定に基づき、公団が採った措置を公正取引委員会に通知するように求めた。

なお、この入札談合の事件に関連し、東京高等検察庁は、公団副総裁であった内田道雄氏と公団理事であった金子恒夫氏を独占禁止法違反の罪及び背任罪で、それぞれ平成17年8月15日と平成17年8月19日に、東京高等裁判所に公判請求し、現在公判中である。

平成17年10月1日に公団を承継した東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社は、公正取引委員会からの改善措置要求を踏まえ、3会社連携の下、外部の有識者の参画も得ながら、共同調査チームを発足させ、公正取引委員会が改善措置要求において認定した入札談合等関与行為を中心として、入札談合等の事件についての調査を行ってきた。

また、この入札談合事件を受け、公団時代の平成17年8月、外部の有識者を交えた「談合等不正行為防止対策検討委員会」において入札契約制度の改善等を内容とする不正行為防止対策が取りまとめられ、公団を承継した3会社において、既に同対策を実施しているところであり、その実施状況についてチェックを行い、今回の事実関係の調査の結果も踏まえながら、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置の検討を進めてきた。

今般、入札談合等関与行為等についての調査結果及び改善措置がまとまったので、ここに報告するものである。

第1章 調査結果

調査内容

1 調査体制と調査対象

調査は、3会社の社員12名からなる共同調査チームを平成17年10月1日に設置し、弁護士など有識者3名の参画をいただきつつ、公正取引委員会から情報の提供等必要な協力を得ながら、公正取引委員会から指摘を受けた入札談合等関与行為を中心として、入札談合事件等についての事実関係を把握することを目的として実施した。

調査の対象は、入札談合等関与行為があったとされた鋼橋上部工工事に加え、平成14年度、15年度及び16年度に発注契約したその他の工事、車両管理委託及び維持管理4業務とした。具体の工種は、鋼橋、PC橋、トンネル、土木、舗装、電気、塗装、造園、遮音壁、標識、交通情報設備、車両管理委託、維持管理4業務（以下「対象工事等」という。）である。

入札談合等関与行為に係る事実関係調査（割付表、分割発注・前倒し発注、発注基準の変更、未公表情報）については、鋼橋上部工工事について行った。

調査の手法は、対象工事等の発注・契約事務に関係した公団の役職員、受注した企業及び当該企業に勤務する公団退職者（以下「公団OB」という。）を対象にして、面接、質問票、メール、電話などの手法により、事実関係の調査を行った。

なお、職位・職名については当該行為等を行った時点のものを記述している。

2 調査の概要

関与行為等調査

公正取引委員会により指摘のあった事項を中心として、当該事項に関連する管理職の職員に対し、弁護士又は指定職員等による面接を行った。具体的には、割付表の提示・受領・保管、分割・前倒し発注及びJVによる発注基準の変更についての経緯や指示等の事実関係、談合の関連についての認識、未公表情報の教示に関する事実関係などについて、調査を実施した。

調査対象とした管理職の社員は、本社においては課長代理以上、支社においては課長以上、現地の所長及び工事長である。人数は、割付表の関係が11名、分割・前倒し発注関係が28名、発注基準の変更関係が7名、未公表情報の教示関係が70名である。

なお、神田氏・内田副総裁・金子理事については、協力が得られた内田氏のみ複数数の指定職員による聴き取り調査を行った。

受注企業調査

対象工事等に係る受注企業 212 社（重複除く。）に対し、会社として公団OBを受け入れることについての認識、工事発注予定等の情報を得る目的や予定価格の情報を得る目的での公団職員との接触の有無及び入札前に発注者としての意向が示されたか否かなどについて、質問票及び電話による聴き取り調査を行った。

調査対象とした企業は、鋼橋上部工工事においては、いわゆる A 会・K 会に参加していたとされる 45 社、他の工事においては、平成 14 年度・15 年度・16 年度に契約実績のある企業のうち工種毎に上位から 10 社（土木にあつては 20 社）で 100 社、車両管理業務委託は、平成 14 年度・15 年度・16 年度に契約実績のある企業 6 社、維持管理 4 業務は、いわゆる「ファミリー企業」のうち平成 14 年度・15 年度・16 年度に契約実績のある企業 65 社、その他平成 15 年度・16 年度に東京管理局で契約実績のある橋梁保全工事の企業 8 社である。

公団OB調査

上記の企業に勤務する公団OB 446 名に対し、公団を退職して当該会社に再就職した経緯、会社が公団OBを受け入れることについての認識、公団職員からの未公表情報の聴取の有無、前倒し発注や分割発注等について公団職員への働きかけの有無、公団職員に対して予定価格の探り出し等の行為の有無、入札手続に関して入札前に発注者としての意向が示されたか否かなどについて、質問票及び電話による聴き取り調査を行った。

鋼橋上部工企業の公団OB調査

A 会・K 会に参加していたとされる企業に在籍している公団OB 14 名に対して、「かづら会」の活動実態や公団職員からの未公表情報の聴取に関する事実関係などについて、面接又は電話による聴き取り調査を行った。

その他関連調査

再就職関係調査

平成 17 年 12 月 16 日に行われた今回の談合事件に係る第 1 回公判の検察官の冒頭陳述において指摘された再就職と談合の関係について、聴き取り調査を実施した。対象は社員 19 名である。

罪証隠滅工作関係調査

上記の冒頭陳述において指摘された罪証隠滅工作の事実関係について、聴き取り調査や質問票調査を実施した。対象は社員54名である。

なお、調査全体の調査対象を総括すると、

社員	124名(延べ267名)
公団OB	454名
受注企業	212社

である。

割付表について

1. 調査の概要

公正取引委員会からの改善措置要求によると、『貴公団の鋼橋上部工工事の発注に関わる複数の役員及び職員が、平成14年度以降、組織的に、以下の行為を行っていた事実が認められた。

内田理事と金子理事は、貴公団を退職して株式会社横河ブリッジに勤務している者(以下「神田氏」という。)が、前記工事について、発注工事別に落札を予定する者又は共同企業体(以下「落札予定者」という。)を選定した一覧表(以下「割付表」という。)を神田氏から年度当初等に提示を受け、その都度、その内容について承認するとともに、神田氏に対し、当該割付表を本社有料道路部に提出するように指示していた。これに基づき、有料道路部長又は同部有料道路建設課長は、神田氏から提出のあった当該割付表を受領し、保管していた。

内田理事と金子理事は、平成16年5月ころ、神田氏から要請を受け、当初一括発注が予定されていた第二東名高速道路富士高架橋鋼上部工工事を2つの工事に分割して発注することを担当部局に指示し、実施させた。

また、金子理事は、平成16年8月ころ、当初発注を予定していた特定の鋼橋上部工工事を発注しなくなったことから、横河のOBから要請を受け、第二東名高速道路駒門高架橋鋼上部工工事を前倒して発注することを担当部局に指示し、実施させた。

内田理事は、平成14年10月ころ、神田氏から要請を受け、昭和56年以降変更していなかった鋼橋上部工工事の共同企業体方式による発注基準を、従来の15億円以上から10億円以上に平成15年4月1日以降引き下げたことを、担当部局に指示し、実施させた。

貴公団の理事の前記の行為は、事業者に入札談合を継続させることによって貴公団退職者の再就職先を確保するという目的をもって行われたものであり、前記の行為については、貴公団の理事が、事業者が神田氏による落札予定者の選定に基づいて入札談合を行うことを承認するとともに、割付表の内容を承認するという手続を踏ませることにより貴公団が割付表の内容を承認したとの体裁をとり、これを受けて、事業者が当該承認された割付表の内容どおりに受注予定者を決定していたものと認められ、前記記載の事実に基づいて、前記入札参加業者は、別添勧告書記載の独占禁止法違反行為を行っていた。

前記行為は、単に入札談合を黙認していた又は追認していたにとどまるものではなく、事業者に入札談合を行わせたと認められるものである。』と指摘されている。

これらに関し、事実関係を把握するため、当時の関係者(本社11名)に聴き取り調査を行ったほか、公正取引委員会から提供された情報等を勘案して総合的な調査を行ったものである。

2. 調査結果

公正取引委員会から提供された情報等に基づき、有料道路部長3名及び有料道路建設課長5名への聴き取り調査を行ったところ、本社の有料道路部長4名（うち1名は既に退職）及び有料道路建設課長3名は、いずれも、神田氏から年間に複数回にわたり持ち込まれた割付表について、これを受領・保管するか又はその存在を認識しており、そのことについては理事の意向であると理解していた。

内田副総裁・理事及び金子理事が、どのような形で神田氏と共謀し又は割付表を承認等していたかについて、また、両理事から部下への明確な指揮命令は確認されていないが、公判において金子理事がかつて有料道路部長であった時代には自分で保持していたことを認めているほか、保管の是非を金子理事に直接確認に行き黙って頷いたことをもって同理事の意図を確認した者もあった。

両理事が自ら持つのではなく、神田氏を通じてわざわざ部下に受領・保管させたり、その存在を認識させるということは、関係者が割付表に従った談合を容認すべきことを、暗黙のうちに示したことにほかならないと判断される。また、有料道路部長や大部分の有料道路建設課長にあっては、未公表情報の教示を行っていた又は教示を承知していた。

有料道路部長の中には、将来における発注量の遞減を見越して「割付表などは持つべきでない」旨、上司の理事（内田理事の前任者）に対して進言していた者もあったが、これも談合行為自体は容認することを前提としており、入札談合等関与行為の排除までも企図したものと認めがたく、そこに自浄能力は存在していなかったものと言える。

3. まとめ

今回の公正取引委員会からの改善措置要求は、平成14年度から16年度の3年間を対象としているが、今回の調査においては、全容解明のため、特に指導的立場にあるべき本社幹部であった現職社員については、平成14年度以前に有料道路部長又は有料道路建設課長のポストに就いていた者も対象とした。

およそ役員及び上級幹部職員である以上、割付表の存在を知った場合、その事実を速やかに調査し、公正取引委員会等の関係機関に通報するなど談合行為を中止させる努力をすべき責務を有している。

それにもかかわらず、両理事が、割付表を承認し社内で保管せしめる行為は、後の項でも各々事実関係を確認していくが、裁量権限を行使して分割発注及び前倒し発注や共同企業体方式の発注基準の変更について便宜を図らしめる行為とあいまって、公正取引委員会から指摘をうけた「入札談合等を行わせる」入札談合等関与行為に該当する。

また、有料道路部長や有料道路建設課長が、割付表を自ら受領・保管し又はその存在を認容する行為は、談合を容易ならしめる未公表情報を教示する行為とあいまって、理事の入札談合等関与行為をほう助することにもつながっていく行為といえ、従前からの慣習と理事による暗黙の指示といった組織的要因はあったとしても、個人の責任は免れるものではない。

分割発注及び前倒し発注について

1. 調査の概要

公正取引委員会からの改善措置要求によると、

『平成16年5月頃、内田理事、金子理事は神田氏から要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事を2つの工事に分割して発注することを担当部局に指示し、実施させた。』

金子理事は、平成16年8月頃、当初発注を予定していた特定の鋼橋上部工工事を発注しなくなったことから、神田氏から要請を受け、別の鋼橋上部工工事を前倒しして発注することを担当部局に指示し、実施させた。』

と指摘されている。

これらに関し、事実関係を把握するため、当時の関係者（本社12名、支社局16名）に聴き取り調査を行ったほか、公正取引委員会からの提供情報等を勘案して総合的な調査を行ったものである。

この結果、本社高速道路部長については、理事の指示を受け、公団OBからの要請によるものと推察又は認識しながら、分割・前倒し発注を部下に指示するとともに、駒門高架橋に関して神田氏に未公表情報である前倒し発注の情報を公表前に伝えるといった不適切な行為が認められた。

2. 富士高架橋の分割発注

公正取引委員会から提供された情報によると、神田氏は、大型工事は分割した方が自ら行う割付が容易になると考えて、平成16年5月頃に富士高架橋の分割を内田・金子両理事にお願いしたとしている。

平成16年5月12日の静岡建設局による「第二東名高速道路富士高架橋上部工工事」の発注に係る理事説明に出席した8名（うち本社4名）の話を総合すると、説明時に、内田理事から分割の検討指示が明確にあったと答えた者が4名おり、このうち、高速道路部長は、事前説明の段階では金子理事に1万トンの一括発注である旨説明し、異論はなかったため、理事説明にのぞんだが、説明を始めて間もなく、内田理事が「これは一括発注なのか。大きいな。工区割りして分割発注すべきではないか。」と発言し、分割を指示されたとしている。その他2名については、上下線を一体化するメリットについての質問を受け、その場で説明しきれず、検討課題とされたとしており、別の1名は一括発注の技術的是非を検討してくれという旨の指摘を受けたと答えた。

同席していた金子理事についても、2名は「更なる幅員縮小ができないか。」「たぶん技術的には分割できるだろう。」との発言があったと思うとしており、さらに本社高速道路部長によれば、「大きいので分けた方がいいかもしれませんね。分け方を検討しましょう。」と発言したとしている。

なお、理事説明終了後、高速道路部長は、担当課長から両理事に、諸経費だけでも少

なくとも1億円は高くなることを説明させ本当に分割するのかを確認に行かせたが、内田・金子両名とも「それでも分割発注すべきだ」と答えたと報告を受けたとしている。公正取引委員会から提供された情報によると、高速道路部長は頑なに富士高架橋の分割発注にこだわるのを見聞きして、「神田さんに頼まれているかもしれない」という危惧を持ち、なるべく関わりを持たないほうが賢明だと思いつつ、部下に分割発注の検討指示を行った。

一方、聴き取り調査によると、高速道路部長以外に神田氏の関与を認識して分割検討資料を作成した者はいなかった。静岡建設局において分割のメリット、デメリットを整理し、理事説明の翌日には、担当課長によると、作成した比較案4案を高速道路部長に説明した上で内田理事に説明し、結果として7,000トン（上下線5径間）と3,000トン（JR交差部を含む上下線3径間）の2つに分割することで了承を得たとしている。

なお、7,000トンの工事は平成16年7月に公告、8月に発注されたが、後発の3,000トンの工事は、JR協議の遅れや架設に要するヤードが下部工工事の遅れで未完成のため、現在まで未発注の状況である。

以上のことから、両理事が神田氏の要請を受け理事説明の場において、分割発注の指示やそれに類する発言を行ったこと、若しくは分割に肯定の意思を示したことが認められる。また、高速道路部長については、理事の指示を受け、神田氏からの要請によるものと推察しながら、分割発注を部下に指示したものと認められる。

3. 前倒し発注について

神田氏の意向について

聴き取り調査によると、高速道路部長は、上記3,000トンの工事について、未発注の状態が続いていた平成16年8月上旬頃、神田氏が訪ねてきて、金子理事に会った旨伝えられ、その後、9月上旬頃に神田氏が再び訪ねてきて、下期の見通しについて問われたこと、またその数日後、金子理事に呼ばれ、「例えば富士高架橋の未発注分もあることだし、静岡で今年度内に出せるものはないか。翌年度の前倒しを含めて見直してくれ。」という指示を受けたとのことであった。これにより、当該部長は担当課長に指示して富士高架橋上部工工事の未発注分くらいの工事を平成16年度内に発注できるか静岡建設局に確認させたが、発注できないとの報告があり、更なる見直しを指示したとしている。

これに関し、担当課長は「平成16年8月末から9月初め頃、部長から16年度に前倒しできる工事はないかと聞かれた。部長からの下問を受け、課内で検討した結果、候補の一つとして分割後における後発の富士高架橋工事の前倒しの話がでてきた。そこで、担当者から静岡建設局に確認させたところ今年度の発注は困難ということで、その結果を部長に復命し、同時に駒門高架橋は今年度の発注は可能な旨報告した。」としている。

また、公正取引委員会からの提供情報によると、神田氏は平成16年8月に金子理事に3,000トン級の小貝川橋の代替となる橋の前倒し発注をお願いしたとしている。

以上のことから、金子理事が神田氏の要請を受け、前倒しの検討を指示したと認められる。

「前倒し工事」の確定に至る経過

小貝川橋の発注が延期となったことを契機に、前倒し発注の候補となる工事を検討した経緯が見てとれるため、以下に決定までの経過を記載する。

「北関東自動車道小貝川橋」については、関係者14名の話を経合すると、平成16年度当初に発注予定工事として年度公表を行った鋼重約3,000トンの工事であり、当時下部工も未発注の状況であったが、年度当初に本社から維持管理上の問題があるとして、見直しの検討指示が東京建設局になされ、6月には発注を延期する方向となったとしている。

公正取引委員会から提供された情報によると、神田氏がこの情報を入手し、平成16年8月上旬に、金子理事に代わりの工事を発注するよう陳情したとしている。これを受けて、平成16年9月頃、分割発注した富士高架橋の残りの工事(約3,000トン)を平成16年度中に発注すべく前倒しの検討をした結果、前記のとおり当該年度の発注は困難ということとなった。

また、神田氏は同年9月上旬頃、高速道路部長に「富士高架橋」か「尾羽ジャンクション」のどちらかを10月の見直しに入れるよう依頼したとされるなど、他の工事について前倒し可能なものを探した経過が見て取れることから、公正取引委員会からの提供情報に基づき前倒しの検討対象となったと思われる同規模の工事(「第二東名高速道路尾羽ジャンクションDランプ橋工事」「第二東名高速道路駒門高架橋工事」)について、関係者への聴き取り調査を行った。

尾羽ジャンクションDランプ橋について、関係者19名の話を経合すると、平成16年度当初に行った発注予定の公表時には未公表としていた。平成16年9月前後に、本社から静岡建設局に発注できる追加工事はないか検討依頼があったと3名が答えており、いずれも用地残件の目途が立たないため、年度内発注は困難とのやり取りがあったとのことであった。

駒門高架橋について、関係者21名の話を経合すると、当該工事は平成16年度当初予算では、本社査定により保留とされていたものであるが、平成16年夏頃、富士高架橋の残工事について年度内発注が困難という中で、他の工事について予算執行の検討依頼の一環で駒門高架橋の発注時期を検討したこと、駒門高架橋に対する前倒し検討指示があったことなどの証言が6名から得られ、いずれも駒門高架橋が平成16年度末の発注予定に組み入れられたとしている。これを受け、同年10月に下半期における発注予定工事が公表され、このとおり発注された。

また、前倒しの指示が金子理事からあったことについて、高速道路部長は直接指示を受けたと証言しており、本社担当課長以下の関係者にそのような認識をしている者は確認できなかった。

なお、公正取引委員会から提供された情報によると、平成16年9月中旬頃、高速道路部長は神田氏に対し、駒門高架橋が平成16年度内に発注されることになったことを伝えたとしており、これによると10月の下半期発注予定の公表前に未公表情報を伝えていることになる。

以上のことから、高速道路部長については、理事の指示を受け、神田氏からの要請によるものと認識しながら、前倒し発注を部下に指示したこと、また、駒門高架橋の前倒しに関する未公表情報を公表前に神田氏に伝えたことについては、いずれも不適切な対応であった。

共同企業体方式の発注基準の変更について

1. 公正取引委員会からの指摘

公正取引委員会からの改善措置要求によると、

『内田理事は、平成14年10月頃、神田氏から要請を受け、昭和56年以降変更していなかった鋼橋上部工工事の共同企業体方式(以下「JV」という。)による発注基準を、従来の15億円以上から10億円以上に、平成15年4月1日以降、引き下げること、担当部局に指示し、実施させた。』

と指摘されている。

これらに関し、事実関係を把握するため、当時の関係者(本社7名)に聴き取り調査を行ったほか、公正取引委員会から提供された情報等を勘案して総合的な調査を行ったものである。

2. 調査結果

上記の指摘に関し事実関係を把握するために、JV発注基準を担当する部局の部長、課長等に聴き取り調査を行った。

まず公正取引委員会から提供された情報によると、神田氏は、ある時、鋼橋上部工工事のJV発注基準の下限が他工種に比べて高めであることを知り、このJV発注基準の下限が引き下げられれば自らが行っていた割付けが容易になると考え、平成14年の4月から5月頃に内田理事に対して、JV発注基準の変更を要請したとしている。

次に担当課長からの聴き取り調査によると、内田理事は、平成14年10月頃に担当課長に対して、鋼橋上部工工事のJV発注基準の変更の検討指示を出した。その当時の担当課では、従前のJV発注基準で課題があるとの情報は把握しておらず、従って理事の指示があつて初めて変更の検討を行ったものである。

担当課長から検討結果の報告を受けた内田理事は、JV発注基準を引き下げる方向で進めるように指示した。担当課長は指示に従い改正の手続きを進めて、公団は平成15年4月に、JVとして参加できる発注金額の下限を15億円から10億円に引き下げるというJV発注基準の変更を行った。

以上のことから、神田氏からの要請の後に内田理事が担当課長へ検討を指示していたこと、昭和56年以降変更していなかった変更であることなど、内田理事の担当部局への検討指示は神田氏の要請を受けてのものだと推認される。

未公表情報の教示について

1. 調査の概要

公正取引委員会からの改善措置要求によると、

『貴公団の鋼橋上部工工事の発注に関わる複数の役員及び職員が、平成14年度以降、組織的に、以下の行為を行っていた事実が認められた。

有料道路部有料道路建設課長並びに支社及び建設局の構造技術課長等は、神田氏ら貴公団を退職して鋼橋上部工工事の入札参加業者に勤務している者からの要請に基づいて、神田氏らに対し、鋼橋上部工工事の工事名、鋼重量、発注予定時期等の未公表情報を教示していた。

なお、(それぞれの有料道路建設課長の上司である)有料道路部長は、(それぞれの)有料道路建設課長が、それぞれ当該未公表情報を教示していることを承知していた。

鋼橋上部工工事の工事名、鋼重量、発注予定時期等の未公表情報は、秘密として管理されているもので、貴公団の職員は、当該未公表情報が神田氏のもとに集約されて同人が上記落札予定者の選定を行うのに利用されることを認識して神田氏らに教示していたものであり、前記行為は、事業者が知ることにより事業者が入札談合を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを教示したと認められるものである。

前記記載の事実に基づいて、前記入札参加業者は、別添勧告書記載の独占禁止法違反行為を行っていた。』

と指摘されている。

これらに関し、事実関係を把握するため、当時の関係者(本社12名、支社局58名、公団OB14名)に聴き取り調査を行ったほか、公正取引委員会から提供された情報等を勘案して総合的な調査を行ったものである。

2. 調査結果

本社職員による未公表情報の教示

公正取引委員会から提供された情報等に基づき、本社有料道路部長3名及び有料道路建設課長5名並びに本社高速道路部長2名及び同部高速道路工務課長2名に対し聴き取り調査を行った結果、有料道路建設課長の3名が、公団OBに対して全国の鋼橋上部工工事の年間発注計画に係る未公表情報を教示していた。また、有料道路部長の4名(うち1名は既に退職)が、未公表情報の教示が行われていたことを承知していた。

割付表を作成するためには、企業の受注の都合上、年間の発注工事計画について、工事の場所、時期、規模等を把握することが必要であり、有料道路部長及び有料道路建設課長は、神田氏の要請に基づき、未公表情報の教示を行うことで、割付行為を支援し容易ならしめていた。

年間の発注工事計画は、平成6年度から、一定規模以上の工事を対象として、当該年度に見込まれる工事を半期毎に公表されることとなっており、その内容は年度予算の執行計画とともに年度末までに、内田・金子理事を中心とする各担当理事らによって機関意思決定されることになっている。

有料道路部長及び有料道路建設課長は、本来自らの所掌外である全国の高速道路も含めた鋼橋上部工工事全体の実行計画に関して、これらの情報が全体予算のとりまとめの必要性から必要以上に広く共有化されていたことを利用し、土地取得や関係者の協議が未了である等の事情により発注が見込まれる工事としては公表されない工事も含めて、発注工事名、鋼重量、発注予定時期、発注の有無等を公表の事前・事後にかかわらず、神田氏ら談合行為を行っている公団OBに対して教示又は教示が行われていたことを承知していた。

その手法は、予算執行計画一覧の金額の部分のみを削除して渡すという直接的な行為によるものもあったが、おおむね、公団OBが自ら現場で集めてきた情報を集約した一覧表（証言によれば、感触としては8割方一致していたという。）について、口頭にてチェックを入れて誤りを正すという方法で行われていた。

こうした行為は、結果的に、高い確度の年間発注情報の全体を一覧性のある形で教示するなどしていたという点で、「入札談合等を行うことが容易となる情報で秘密として管理されているもの」を教示するという入札談合等関与行為に該当し、大部分の者が割付表の存在も知った上で行っていたことを踏まえると、談合に利用されることを十分に認識した上での行為であったと認められる。

支社局等の職員による未公表情報の教示

公正取引委員会から提供された情報等に基づき、支社及び建設局の構造技術課長及び上司である建設部長、一部の工事事務所長、総勢70名に対し、聴き取り調査を行ったところ、平成14年度から16年度の鋼橋上部工工事に関して、18名の構造技術課長及び工事事務所長が、公団OBに対し、管内における鋼橋上部工工事の発注に係る未公表情報を教示していたものと認められた。

かつら会は、鋼橋上部工工事を行う会社に再就職した公団OBの団体であり、これに所属する公団OBは、神田氏らが主宰した同会での申し合わせに従い、適宜分担の上、公団の支社局等が管内における鋼橋上部工工事の次年度発注計画について、見通しを立てたり修正を行う時期に、原則として複数人で構造技術課長又は工事事務所長のもとを訪れ、現地の状況を把握するとともに、具体的な発注情報の探り出しを行っていた。

これらの情報は神田氏に集約され、年度末のかつら会の総会において、これまでと同様のルールで談合を行えば少なくとも一定程度の受注が可能になることを期待せしめるよう、次年度における総発注量の大きさを把握し、各企業の割付けの大きさを提示することを可能とするために用いられ、談合システムを維持する意思確認を行うための有用なデータとして活用されていたものと推察される。

構造技術課長らは、その管内の路線全体の進捗状況によって大きく差異があるものの（例えば、年度によっては全く発注がないであろうことが外部からも容易に判断できる管内がある一方、発注の可能性のある案件が集中して存在し内部の関係者でないと発注予定工事を特定できない管内もある。）多い例としては、専門業界団体である（社）日本橋梁建設協会との定例的な技術的な意見交換の後や、本社による予算の査定を経て情報の確度がより高くなる年度末頃に、複数社の公団OBの来訪を受け、管内の総トン数、発注される工事のトン数、発注見込みのある橋や発注見込みのない橋の特定、時期等様々な形での聞き込みに応じるなかで、発注工事名、鋼重量、発注予定時期、発注の有無などその時点では秘密として管理されるべき発注情報を、公知性が高い情報と混合して教示しており、入札談合等関与行為が認められた。

その形態は、管内の路線の進捗状況や担当公団OBの資質（聞き出し能力の高低、聞き出すべきポイントを絞る能力の有無など）前任者からの慣習としての引継ぎの程度、公団OBとの従前からの関係、本人自身が持つ意識などによって、様々であり、教示した情報が秘密として管理すべき情報であることについての認識を欠く者、伝えた情報項目についての個別具体的な記憶を欠くとした者も見受けられた。

しかしながら、ほとんどの構造技術課長らに共通しているのは、所属会社の異なる複数の公団OBが同時に訪問してくること、これに対して、一人で面談し、上司への報告も行っていないことであり、社内倫理規定の趣旨に反することは勿論、少なくとも社会通念上は到底「営業活動」であるとは思われない公団OBの訪問に対して、未公表の情報を教示するという特別の便宜を図るということについては、相応の責任は免れない。

その他上記に準ずる行為

今回の調査のなかで、実際に受注した企業からの回答で、特定の鋼橋上部工工事について、入札前に、同社社員である公団OBが担当建設部長2名（異なる2支社局の2部長）のところを訪れ、当該企業の積算価格のメモを示してその顔色や態度で乖離の程度を判断したというものがあつた。

これら担当部長2名に対する聴き取り調査によると、一人は多忙のため会ったこと自体の記憶がないとし、一人は会ってそうした行為を受けそうになったことは認めたが、これには応じず、積算価格のメモの存在についても記憶がないとのことであつた。

当時、公団の規定では、指名競争入札による指名業者との接触を禁ずる定めがあり、当該規定の趣旨に反する行為であつた。

したがって、予定価格の決定に権限を有する発注担当部長という立場の者にとっては、規定の有無にかかわらず、業者との接触自体に常に細心の注意を払うとともに、入札の前に積算価格を確認しにくるという異常な行為が行われたことに接した以上、談合等不正行為の疑いがあるとして直ちに手続きを中止して必要な調査や公正取引委員会への通報などの措置を構うべきであったところ、これを行っておらず、業務遂行上問題のある行為と判断される。

退職者の再就職について

1. 調査の概要

公正取引委員会からの改善措置要求によると、「(理事の関与行為は、)事業者に入札談合を継続させることによって公団退職者の再就職先を確保するという目的をもって行われた」旨指摘されている。

また、平成17年12月16日に行われた独占禁止法等に係る公判における検察官の冒頭陳述においても、内田理事が入札談合を行った動機として、「公団の鋼橋工事業者に対する優越的地位を維持し、職員の厚待遇での再就職を受け入れさせることができること」があった旨指摘されている。

このため、これらに関係する人事担当部局に当時在籍していた関係者(人事部11名、企画部6名、施設整備室等2名の計19名)に対して、聴き取り調査を行うとともに、受注企業(公団OBが在籍する企業163社)及び当該企業へ再就職している公団OB(有効回答数375名)に対し、質問票調査を行ったものである。

2. 再就職に関する業務分担

関係者の証言を総合すると、再就職に関する業務としては、人事部、企画部、施設整備室及び技術部緑化推進課が、それぞれの職種に対応して分担して任用計画及びその実施を担当していた。

人事部は職員全体の任用計画とともに、事務系の個々の任用を、企画部は技術系(土木、電気・通信・建築・機械・造園)全体の任用計画とともに、技術系土木職の個々の任用を、施設整備室(旧施設部)は技術系のうち電気職・通信職・建築職・機械職の個々の任用を、技術部緑化推進課は技術系のうち造園職の個々の任用をそれぞれ縦割りで実施していた。

維持管理4業務に従事する「ファミリー企業」については、人事部・企画部の職員からなる人事・企画分室を事実上別途組織して、維持管理4業務の効率的な執行体制の検討とあわせて「ファミリー企業」への再就職関連業務を行っていた。このように、人事部は人事関係業務の専門組織であるが、人事部以外は各々の担当業務に付随する形で任用関連業務を所掌していた。

再就職の紹介については、事務系は人事部と人事・企画分室が、技術系は企画部と人事・企画分室が主に実施していた。(技術系のうち、電気職・通信職・建築職・機械職は施設整備室(旧施設部)が、造園職は技術部緑化推進課が実施。)

事務系の場合は、再就職先は「ファミリー企業」がほとんどであり、人事部は個々の再就職予定者の選別を担当し、人事・企画分室は「ファミリー企業」との窓口を担当するといった業務分担がなされていた。

一方、技術系の場合は、再就職先は一般企業と「ファミリー企業」に大別されることから、企画部は個々の再就職予定者の選別を担当し、企画部調査役は一般企業との窓口を、人事・企画分室は「ファミリー企業」との窓口を担当するといった業務分担がなされていた。

3．再就職先に関する情報収集

一般企業の情報については、企画部調査役が会社と再就職者の仲立ちをするために必要な情報を適宜集めており、維持管理4業務の会社の情報については、事務系・技術系とも人事・企画分室が再就職の希望等を整理していた。

会社によっては「割愛願い」などといった文書で招聘条件を出してきているところもあったとの証言や、再就職した者が高齢や病気等のため退任する時期になった場合に、後任要請が会社からなされることがあるとの証言があった。

また、これらの情報に関し、競争参加資格登録順位、過去に契約した実績額（公団の鋼橋工事業者に対する発注量）等を記載した書類を作成したことがあるとの証言があった。

これらの証言を総合すると、関係部局が会社と再就職者の仲立ちをするために必要な情報を適宜収集することを、業務として実施していたが、これは、職員の再就職先に関する情報収集に際し、組織的に対応していたものと認められる。

4．再就職予定者と再就職先との交渉方法

再就職予定者の適性や勤務場所といった希望については、当該予定者が所属する支社や局の上司があらかじめ希望を聞いたうえで、本社の人事部又は企画部に伝え、一方で会社の希望については人事・企画分室又は企画部調査役に集約する。これにより、人事部及び企画部は、候補者を選定していた。

その際、「顔合わせ」を行って欲しいとの要請が会社からあれば、本社若しくは支社・局で仲介することもあり、これを公団による「面談」と受け取っている会社も一部があった。

これらの証言を総合すると、関係部局が再就職活動の手助けのための行為を行っていたものであるが、再就職者の希望等を踏まえ、会社からの要望に対応すべく再就職可能な者をリストアップする作業も行われていたこと等から、人事担当部局が組織的に再就職の支援活動を行っていたと認められる。

5．再就職と鋼橋工事業者との関係

公正取引委員会からの提供情報によると、有料道路部長及び有料道路建設課長は、理事が割付表を承認し、それを保管させることで公団としてのお墨付きを与え、公団からの再就職先を確保する必要があったなどとしており、談合に加担する行為と再就職は表裏一体の関係にあるという認識であった。

また、公団OBに対する質問票調査では、375名中6名から、受注機会の拡大や人間関係の面で公団OBに「営業効果」を期待されているといった回答があった。

あわせて、鋼橋上部工工事の受注企業調査では、公団からの再就職と談合の関係について、32社中3社から、「直接の因果関係はないものの、談合行為を円滑に進めるため」、「直接公団OBが談合行為に参画したことはないが、公団OBの存在が受注に際して優位に働くのではないかと」の考えがあった。」といった認識が認められた他、回答を留保した会社が6社あった。

以上を総合すると、今回の鋼橋上部工工事に関する談合事件において、公団OBがその立場を利用して未公表情報の収集等を行っていたことが明らかになっていることや、現役の職員が未公表情報を教示していたことから、公団の職員が受注企業に再就職するというシステムが談合を誘引する土壌となったことは否めない。

さらに言えば、再就職を担当していた部局において公団の鋼橋工事業者に対する発注量等を記載した書類を作成した事実があること、受注企業や公団OBの中には、再就職と談合行為との相関を認識しながら公団OBを受け入れている場合が認められたこと、並びに、公正取引委員会からの提供情報によると、公団職員の中でそのような相関を認識している者が多数いたこと等を総合的に勘案すると、本件の理事等による一連の行為は公団退職者の再就職を確保するという目的を持って行われたものと推認される。

6．個別事項について

鋼橋工事業者からの申告では、当該企業への元技師長の再就職に関し、平成16年10月に公正取引委員会の立入り調査を受けたことから、受け入れの時期を見直して欲しいと要請したが、「弊社にとってよき指導のできる人との強い推薦があった」、「平成16年10月の公取立入り調査と元技師長の割愛は無関係と強調されたため、止む無く受け入れた」としている。

これについて、内田副総裁及び企画部関係者からの聴き取り調査によると、公団の人材がほしいとの鋼橋工事業者側からの要請を受け人選した。受け入れ時期については、できるだけ早くという副総裁の意向を伝えたが調整がつかず、内田副総裁が最終的に鋼橋工事業者と話をして確定したとのことであった。

以上の状況を総合すると、公団OBの再就職について、相手の会社が「時期について強く要請された」と受け取った事実は明らかである。

罪証隠滅工作について

1. 調査の概要

平成17年12月16日に行われた独占禁止法等に係る公判における検察側の冒頭陳述において、内田副総裁及び金子理事は、公正取引委員会の審査や同委員会による刑事告発を受けた検察の捜査を妨害するため、以下の行為を行ったと述べられている。

内田副総裁は平成16年10月の公正取引委員会による立入り調査が開始されると、公団本社の有料道路部長に対し、割付表の廃棄を命じてこれを実行させた。

内田副総裁は刑事告発を行うとの報道が行われるようになった平成17年6月頃、有料道路建設課長経験者らに対し、「未公表の発注情報を鋼橋工事業者に漏らしたなどと検事に話してはいけない。」などと指示した。

-1 内田副総裁は、金子理事とともに、平成17年6月頃、公団本社の企画部長らに対し、公団の鋼橋工事業者に対する発注量、当該鋼橋工事業者に再就職した公団OBの氏名、その退職時の地位や再就職先での待遇等が記載された書類の隠匿や廃棄を指示した。

-2 同じ頃、公団本社の高速道路部長らに対し、「近々検察の捜査が公団にも及ぶ危険があるので、そのつもりで身辺整理をしてくれ。全国の支社局に連絡してくれ。」などと指示して、同部長らをして、全国の公団支社等の支社長等に対し、入札談合の証拠となる書類等の隠匿や廃棄を指示させた。

内田副総裁は、平成17年6月中旬頃、上記有料道路部長に対し、暗に自己と同様の否認供述をするように指示するなどした。

このため、当時在籍していた関係者（本社10名、支社長、副支社長、部長44名の計54名）に対して聴き取り調査又は質問票調査を行ったほか、公正取引委員会からの提供情報等を勘案して総合的な調査を行ったものである。

2. 有料道路部長に対する割付表の廃棄命令及びその実行

公正取引委員会から提供された情報によると、有料道路部長は公正取引委員会の調査が始まって公団の関与が取り沙汰され始めた頃、内田副総裁から、「そんなものをおまえが持ってちゃいかん。」と割付表の処分を命じられ、同部内にあるシュレッダーにかけて処分したとしている。一方、同部長からの聴き取り調査においては、16年冬頃に割付表を処分したとの証言があった。

以上から判断すると、内田副総裁から指示を受けて、平成16年冬頃に有料道路部長が割付表を廃棄した事実が認められる。

3. 有料道路建設課長らに対する検察への口止めに関する指示

有料道路建設課長経験者4名から聞き取り調査を行ったところ、うち2名が、内田副総裁から、「不確かなことを喋るのはよくない。自分だったらそうする。」「嘘を言っただけでいいから、あやふやなことは言わず、記憶にないことは記憶にないとはっきり言うように。」というようなことを言われたとのことであった。

上記から判断すると、内田副総裁から明確な「口止め」等の指示があったとは断定できないが、それをにおわす内容の発言があった事実は認められる。

4 . -1 企画部長らに対する書類の隠匿や廃棄に関する指示

当時の企画部に在職していた幹部4名から聴き取り調査を行ったところ、総合すると「公団の鋼橋工事業者に対する発注量」「再就職した公団OB名」「公団OBの退職時の役職」「公団OBの再就職先での待遇」等を記載された書類が存在していたことが確認できた。

隠匿や廃棄の指示については、明確に内田副総裁から指示されたとの証言は得られなかったが、「強制捜査がありそうだ」という内田副総裁の発言があったことを認めた者がいた。

なお、再就職関係の資料を自宅に持ち帰ったことを認めた者がいる。

以上から判断すると、内田副総裁から、再就職関係の書類について、内田副総裁から明確な「隠匿や廃棄」の指示があったとは断定できなかったが、それをにおわす事実は認められた。

また、このような強制捜査が予想された時期に、自宅に関係資料を持ち帰っていたことは、事実上捜査に非協力的な行為と判断せざるを得ず、不適切な行為であった。

5 . -2 本社部長に対する支社長等への書類の隠匿や廃棄に関する指示

当時の本社部長3名及び支社局等の長15名、支社等の技術系副支社長及び部長を中心に36名から聴き取り調査及び質問票調査を行った。

当時の内田副総裁及び金子理事から高速道路部長に対し、不必要な書類の整理等をするよう支社等へ連絡する旨の指示があったこと、またこれを受け、支社等の長へは高速道路部長と有料道路部長が分担して連絡していたことが確認された。支社等の長の中には「不要な書類の廃棄」あるいは「身辺整理」といった連絡を受けたと証言する者がおり、強制捜査が近いことを意識した連絡であったことがうかがわれる。

連絡を受けた支社長等は、更に部下の副支社長等に対し同様の指示を行ったり、名刺や業界からの要望書等を廃棄した者もあったが、特に特別な廃棄等を行わなかったという者もいた。

以上から判断すると、今回の談合事件に関連して不必要な書類を処分するよう理事からの指示があったことが認められ、これを受けて、本社の部長が不適切な指示を各支社局に出すような行為があったことが認められた。

また、支社局の長等にとっては、廃棄された書類が、具体的に談合事件に関連するものであったかどうかは確認できないが、強制捜査が近いことを意識しながら公団OB名簿等の書類を廃棄したり部下に同様の指示をしたという妥当性を欠く行為が認められた。

6 . 本⼾部⻑に對する暗黙の否認に關する指示

當時の本⼾有料道路部⻑から聴き取り調査を行ったところ、平成17年7月下旬に内田副總裁から「検察に呼ばれても談合のことは話さない」と言われたことは記憶しているとのことであつた。

このことから判断すると、有料道路部⻑に對し否認をほのめかす指示があつたことが確認できた。

総括

1．背景

公正取引委員会から提供された情報や公判の検察側冒頭陳述によると、公団においては、平成5年頃まで、土工及び鋼橋上部工工事について理事が工事受注の配分を決定し、いわゆる「天の声」を出していたが、「ゼネコン汚職事件」等の摘発を契機として、理事自らが工事の割振りをして天の声を出すことは中止した。

しかし、各鋼橋工事業者は鋼橋上部工工事の高値安定受注のために入札談合の継続を望み、企業側における仕切り役を関係企業に再就職していた元公団副総裁に依頼し同人はこれを了承した。

その後、元副総裁の作成した割付表に基づき、企業が談合を行うという構図が形成されたが、元理事で関係企業に再就職していた神田氏が、平成9年に元副総裁から仕切り役を引き継ぎ、今回の摘発に至ったものである。

神田氏は年に数回、作成した割付表を公団本社に持参し、その当時の橋梁担当理事に見せて、割振りの了承を得ていた。代々の理事のうち一人は自ら受け取り、他の理事は有料道路建設課長又は有料道路部長に渡すよう指示していた。

2．公団OBの役割

今回の入札談合事件の一つの特徴は、関係企業に再就職した公団OBの関与である。鋼橋工事業者に再就職した公団OBは「かづら会」という名称のOB会の会員となり、本部役員・地区役員としてのそれぞれの役割に応じて、発注に関する未公表情報の入手等を行っていた。

公正取引委員会から提供された情報によると、「かづら会」の年間スケジュールとして、「支社・局に対し11月には概算で2月には実行でヒアリングを行う」予定とされており、また、「地区連絡幹事については担当課長との知合度を元に決定する」としており、組織的に公団支社・局へ働きかけ情報を収集していた事実が伺われる。

収集された翌年度発注情報は中央幹事の元に集められ、例年3月末に開催される「かづら会」総会で発表されるとともに、元理事の配分作業に活用されていた。

3．公団役職員の再就職を巡る問題

公正取引委員会からの提供情報によると、有料道路部の幹部等には、割付表を承認した上で保管することにより、公団からの再就職先を確保する必要があったなどとして、談合に加担する行為と再就職は表裏一体の関係にあるという認識があったこと、また、再就職を担当していた部局において公団の鋼橋工事業者に対する発注量等を記載した書類を作成した事実があったこと等を総合的に勘案すると、一連の行為が公団退職者の再就職を確保するという目的を持って行われたと推認される。

4．公団における職員意識の問題

談合等不正行為防止策については、公団において様々な取り組みがなされてきた。平成13年の入札契約適正化法、平成15年の入札談合等関与行為防止法に関する法律施行の際には、通達を發出し職員の意識喚起を行ってきた。

平成14年11月には四国支社発注の道路保全工事を巡って、公正取引委員会から入札参加業者4社に対し排除勧告が出されるとともに、初めて公団職員の関与が指摘され、再発防止の要請がなされた。

これを受け、同年12月、不正防止対策として、情報管理の徹底のための方策や入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律への適切な対応等の措置を速やかに実施するとの報告を同委員会にしていたが、今回の入札関与行為の再発をみると、そういった組織的な取り組みが十分な効果を発揮したとは言い難い。いかに組織的な対応を打ち出しても、公団職員の意識が変わり、職員の一人一人が談合防止の重要性を認識しない限り十分な実効を挙げることは不可能である。

まして、理事や有料道路部の幹部等が非公式かつ公然に鋼橋工事業者に再就職した公団OBの窓口となり、談合行為に関わっていたことに加え、内部からの訴えもなかったという事実は、公団職員のコンプライアンス意識の欠如を如実に示していた。

新会社において真に談合防止の実を挙げるためには、組織制度上の改善のみならず、社員の意識改革の努力を不断に行わなければならない。

5．3会社に課せられた責任

昨年10月1日、公団は分割・民営化され、東日本・中日本・西日本の3会社が発足した。新会社の責務は、「民間の経営判断のもとで経済合理性に沿った道路建設、道路管理、関連事業を行う」というものであるが、その基礎として、役員及び社員一人一人の高い倫理規範に基づいた公正で透明な判断と行動が必要不可欠である。

それによって始めて、過去の負の遺産と早期かつ確実に決別し、今回の調査結果により明らかになった公団時代の問題点を総括し、これを受けて定めた改善措置を3会社が着実に実行していくことが可能となる

今後さらに役員及び社員の意識改革を進め、改善措置がより効果的なものとなるよう不断の見直しを続けていく。

なお、今回の談合事件については、公判が継続中であるため、その動向を引き続き注視し必要に応じ調査を行うとともに、損害賠償についても、関係企業に対する公正取引委員会の課徴金納付命令の実施状況等を踏まえながら、今後とも3会社の連携の下、調査・検討を進める必要がある。

第2章 改善措置

はじめに

公団は、平成17年7月5日に外部有識者6名の参加を得て「談合等不正行為防止策検討委員会」を設置し、別添のとおり8月9日に今後の改善措置案として「談合等不正行為防止策」を取りまとめ、可能なものから直ちに実施してきた。

その後、10月1日に分割民営化された3会社は、上記「談合等不正行為防止策」を「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）」に定める「会社に引き継がせる業務」として旧公団から承継し、再就職の規制や入札契約制度のチェック機能の強化などを着実に進めることによって、その完成度を高めるために全力で努力してきた。

また、3会社は、同様に承継した公正取引委員会からの改善措置要求を受け、共同調査チームにおいて入札談合等の事件について調査を実施してきたが、既の実施してきた「談合等不正行為防止策」の有効性が確認されたので、引き続き3会社において改善措置とし、これを継続し実施していくものである。

以下に、改善措置としての談合等不正行為防止策の具体的内容と現時点における実施状況を報告する。

〔改善措置<実施状況>において東日本高速道路株式会社は[東会社]、中日本高速道路株式会社は[中会社]、西日本高速道路株式会社は[西会社]、東・中・西の3会社共通については[3会社とも]とする。〕

改善措置

1. 今後の再就職のあり方について

この鋼橋上部工工事の入札談合は、事業者に入札談合を継続させることによって退職者の再就職先を確保するという目的をもって行われた旨が指摘されており、談合等不正行為への関与や会社の利益に反することとなる企業への利益誘導の疑惑を抱かせるような再就職は今後絶対にあってはならないとの考えのもと、併せて在職中の職務の公正性の確保を図る観点から、退職後の再就職について所要の規制を行うとともに、民営化後の各会社においては「天下り」の必要のない人事制度を導入する。

(1) 再就職に関する規制

<具体的内容>

内規により、会社が競争入札により発注する業務を目的とする全ての企業への再就職について、役員は無期限に、7等級以上の幹部社員は離職後5年間は、自粛する旨の義務を課する。

ただし、社員が研究・開発、設計、海外事業、工事監理等、入札契約には携わらないことを明白にしたうえで再就職し、その後引き続き入札契約に携わらないことが保証さ

れる場合は、(3)で設置する「人事・倫理委員会」に諮ったうえで、例外的に再就職を認める。

なお、規制に反して再就職した者が入札契約に携わった場合には、受け入れ企業に対する制裁（指名停止等）を課する。

<実施状況>

[3会社とも] 公団においては、平成17年8月9日から再就職に関する規制を実施済みであり規制の対象となる企業への再就職は、行われていない
また、平成17年10月1日の3会社移行後も規制の対象となる企業への再就職は、一切行われていない

(2) 新人事制度の導入

<具体的内容>

早期退職慣行を廃止するため、定年延長、再雇用制度、転職支援制度等の新人事制度を新会社が順次導入する。

<実施状況>

[3会社とも] ・現行の再任用制度については、長期雇用のための方策として引き続き検討していく
・役職定年制度・専門職制度・転職支援制度等をはじめとし、目標管理制度の導入など民間企業にふさわしい新人事制度全般について、平成18年度以降、順次導入する

(3) 人事・倫理委員会の設置

<具体的内容>

個々の再就職事案の可否、規制の実施状況の監視、新人事制度の導入・実施状況の監視などを行う「人事・倫理委員会（外部委員が半数以上）」を設置する。

<実施状況>

[東会社] 再就職審議委員会を設置済
[中会社] 人事・倫理委員会を設置済
[西会社] コンプライアンス委員会を設置済

2. 談合防止に資する入札契約制度等について

入札契約制度については、より入札談合防止に資する入札契約制度として、これまで講じてきた談合防止策に加えて、次の対策を実施する。

(1) 入札方法等の見直し

一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

<具体的内容>

公募型指名競争入札及び指名競争入札の範囲(250万円を超え一般競争入札基準額(24.3億円)未達の工事)について、一定の競争参加条件を満たせば誰でも入札参加できる条件付一般競争入札を実施する。

なお、災害復旧等の緊急性のある工事等、時間的制約などの理由がある場合を除き、指名競争入札は廃止することとし、例外的に指名競争入札を行う場合は、指名業者名の事前(入札前)公表をせず、事後(入札後)公表とする。

<実施状況>

[3会社とも] 指名競争入札を原則廃止して、条件付一般競争入札方式で実施済
平成17年10月1日以降12月31日までに入札公告済みのもの

[東会社] 一般競争入札5件、条件付一般競争入札64件

[中会社] 一般競争入札1件、条件付一般競争入札49件

[西会社] 一般競争入札4件、条件付一般競争入札54件

総合評価落札方式の改善、拡大

<具体的内容>

環境保全、安全対策などの価格以外の要素と価格を総合的に評価する総合評価落札方式について、評価項目や評価点の設定等について改善に取り組み、対象案件を3年後に5割(金額ベース)まで拡大することを目標とする。

<実施状況>

[3会社とも] 従来的一般競争入札方式に加え、条件付一般競争入札方式まで拡大して実施中

平成17年10月1日以降12月31日までの契約件数は、3会社合計で16件、金額ベースで25.8%(平成16年度は、2件、金額ベースで0.7%)

[東会社] 11件(金額ベースで57.8%)

[中会社] 2件(金額ベースで3.8%)

[西会社] 3件(金額ベースで16.4%)

電子入札の改善、拡大

<具体的内容>

競争性の確保、受注機会の拡大、建設コストの削減及び事務の効率化等に効果的と思料される電子入札制度について、システムの構築を図り、平成18年度には1割(件数ベース)の工事で試行を再開する。

<実施状況>

[3会社とも] 平成18年度に試行導入すべく、システムの構築作業中

不落随意契約の原則廃止

<具体的内容>

入札参加者の適正な見積りを強く促すとともに、一層の競争性の確保を図るため、災害復旧などの緊急性が優先され、改めて競争入札を実施することが困難な場合を除き、原則として不落随意契約を廃止する。

<実施状況>

[3会社とも] 原則として不落随意契約の廃止を実施済

工事発注単位の決定基準などの明確化と運用の透明化

<具体的内容>

工事の分割発注と入札談合の関連性が指摘されていることから、工事の発注単位については、トンネルや橋梁などの構造物の配置状況、掘削土と盛土のバランス、工事用道路、用地取得状況などを踏まえて、工事区間ごとに効率的な工程計画、施工計画を立案し、その決定基準や決定方法などについても明確化するとともに、その運用について(2)で設置する「入札監視統一事務局」の事前審査の対象とするなど、透明化を図っていく。

<実施状況>

[3会社とも] 工事発注単位決定基準を制定し、「入札監視統一事務局」が250万円以上の全発注案件について事前審査を実施中

(2) チェック機能の強化

工事費内訳書の提出拡大

<具体的内容>

従前、工事費内訳書の提出対象としていた予定価格事前公表案件及び技術提案合意方式案件に、新たに一般競争入札の対象となる案件を加えて、工事費内訳書の提出対象案件を当面5割(件数ベース)に拡大し、今後さらに拡大を図る。

<実施状況>

[3会社とも] 工事費内訳書のチェックを5割(件数ベース)以上実施済
平成17年10月1日以降12月31日までの工事費内訳書の提出対象案件
[東会社] 52件(件数ベースで72.2%) [うち1件は入札取りやめとした]
[中会社] 37件(件数ベースで67.3%) [うち1件は入札無効とした]
[西会社] 58件(件数ベースで79.5%) [うち1件は入札無効とした]

情報開示の改善

<具体的内容>

従前、情報開示を行っていた契約情報に加え、新たに、年度ごとに分かりやすく(図表などを使い)取りまとめた入札結果を閲覧及びホームページに公開する。(例:年度ごとの契約方式別・工種別の契約金額、件数、落札率、低入札価格調査件数、談合情報件数など)

<実施状況>

[3会社とも] ・契約情報の公開を実施済。さらに月ごとの主要工種別契約件数及び落札率についてホームページで公開中
・今後、更なる改善を検討していく

入札監視機能の強化

<具体的内容>

入札監視委員会について、委員を増員し設置地区数を増加するなど体制を強化する。また、会社に対し、必要な調査（1位不動の状況、低入札の状況など）を命じ、再入札を行わせることや公正取引委員会へ通報させる権限を付与するなど、委員会の権限強化を図る。

さらに、会社ごとに「入札監視統一事務局」を常設し、入札手続の事前審査（発注単位の決定方法などを含む）入札審査、データ収集、分析調査を行い、入札監視委員会に運用状況などを報告して、必要に応じて意見をいただく。

<実施状況>

入札監視委員会の体制の強化

- | | |
|-------|---|
| [東会社] | 委員の増員及び権限の強化を図り、平成18年2月までに4地区全てで委員会を開催 |
| [中会社] | 委員の増員及び権限の強化を図るとともに3委員会を増設し、平成17年12月までに4地区全てで委員会を開催 |
| [西会社] | 委員の増員及び権限の強化を図り、平成18年1月までに4地区全てで委員会を開催 |

3会社とも委員会の委員は、5名から6名に増員

入札監視統一事務局の設置等

- | | |
|---------|---|
| [東会社] | <ul style="list-style-type: none">・ 本社に「入札監視統一事務局」を設置・ 「入札監視統一事務局」による審査結果、調査結果を四半期ごとに経営会議に報告する |
| [中会社] | <ul style="list-style-type: none">・ 本社に「入札監視委員会事務局」を設置・ 契約事務をより適正に執行するため、「入札監視委員会事務局」に契約審査チームを加え、組織体制の再編・強化を行い、契約審査部に変更・ 契約審査部による審査結果・調査結果を適宜、取締役会及び経営会議に報告する |
| [西会社] | <ul style="list-style-type: none">・ 本社に「入札監視事務局」を設置・ 経営会議において、工事の発注手続前に、毎月主要案件の契約方式、参加資格要件等の審査を実施する・ 経理室は、四半期毎に契約結果を集約のうえ経営会議に報告する |
| [3会社とも] | 「入札監視統一事務局」で入札審査、データ収集、分析調査を実施中 |

施工の監督、検査体制の強化

<具体的内容>

一般競争入札におけるデメリットの一つとされている不良不適格業者の参入に伴う施工不良などを防止するため、一般競争入札の拡大の実施状況を踏まえながら、確実に品質を確保する体制の強化、人材の育成、より効率的に品質確保を行う技術の開発・活用など、施工の監督、検査体制を強化する。

<実施状況>

- | | |
|---------|--|
| [3会社とも] | <ul style="list-style-type: none">・ 品質管理指導の強化を実施中・ 非破壊検査の充実に向けた講習会の開催など、各種強化策を逐次実施中 |
|---------|--|

(3) 資格登録業者への要請

業者に対する営業活動の自粛要請の徹底

<具体的内容>

競争参加資格登録業者に対し、個別の発注案件に関する営業活動の自粛を要請する。

<実施状況>

[3会社とも] 競争参加資格登録業者(全者)に対する営業活動の自粛要請を承継し、実施中

誓約書の運用強化及び協定の導入

<具体的内容>

競争参加資格登録の条件として、独占禁止法等の法令を遵守する旨などの包括協定を会社と締結する。それまでの間は、従前からの入札ごとに徴取する誓約書に加えて、新たに代表者(CEO又はCOO)名による当該年度を通じて有効な年間誓約書を徴取する。

協定及び誓約書の内容については、独占禁止法に違反しない旨、違反事実を知った場合は会社に届け出る旨、再就職規制に反して会社の役員・社員であった者の再就職を受け入れない旨及びこれに反していることが判明した場合は指名停止措置の制裁を課されても異議がない旨などとする。

<実施状況>

[3会社とも] 年間誓約書の徴取等を実施中

[中会社] さらに、平成17年度上期(8月31日以前)に入札を実施した全ての工事の落札者からも年間誓約書を徴取済

(4) 制裁の強化

違約金の引き上げ

<具体的内容>

今般の橋梁談合事件のように、大規模・組織的な談合であって刑事告発などがなされたものについて、1)主犯格であることが明らかとなった場合、2)公団又は新会社OBの関与が明らかとなった場合、3)誓約書を提出しているにもかかわらず違反行為が明らかとなった場合、4)10年以内の入札談合の再犯である場合など、悪質性が際立っている場合に、前記1項目に該当する企業に対して5%、前記2項目以上に該当する企業に対して10%を、従前の違約金特約条項(10%)に上乗せして徴収する。

<実施状況>

[3会社とも] 違約金の引き上げのための規定改正を実施済

指名停止措置の強化

<具体的内容>

会社発注の談合事件に対する指名停止期間を、従前の最長12ヶ月から24ヶ月に引き上げるとともに、指名停止期間内にコンプライアンス体制の確立がなされない企業に対しては、体制の確立がなされるまでの間、指名停止期間の延長措置又は競争参加資格登録を認めないとする措置を講じる。

なお、改正独占禁止法の課徴金減免制度に対応し、減免の事実が公表されれば、指名停止期間を短縮する措置について、国等の対応動向を見ながら、検討を行う。

<実施状況>

[3 会社とも] 指名停止措置の強化のための規定改正を実施済

競争参加を定める際の総合点数への制裁の反映

<具体的内容>

会社発注工事での指名停止措置及び建設業法上の監督処分について、その状況に応じ、競争参加資格を定める際の総合点数に反映させる。

<実施状況>

[3 会社とも] 1 8 年度中の実施に向けて作業中

3 . 内部統制について

役職員の意識改革を図るため、以下の方策を速やかに実施する。

役職員からの誓約書の徴取

<具体的内容>

役員、幹部社員、一般社員から、それぞれ法令遵守、個人情報保護、談合等不正行為への不関与等について誓約書を徴取する。

<実施状況>

[3 会社とも] 旧公団が平成 1 7 年 9 月 3 0 日に徴取した誓約書を承継
[中会社] 上記に加えて執行役員を含む全役員から過去の不関与についても誓約書を徴取済

社内規程、倫理行動規準の厳格化

<具体的内容>

現行の倫理行動規準を見直し、取引先等との対応方法のルールの厳格化を図るとともに、懲戒処分及び損害賠償請求を厳正に行う。

また、法令遵守に対する意識高揚、違反行為に対する的確な対応等、コンプライアンスへの全社的な取り組みを行うため、外部有識者を含めた組織を設置する。

<実施状況>

倫理行動規準等の見直し

[3 会社とも] 倫理行動規範等を制定済
[中会社] 取引先の営業活動への対応マニュアルを作成中
組織の設置
[東・西会社] コンプライアンス委員会を設置済
[中会社] 人事・倫理委員会を設置済

情報管理の徹底

<具体的内容>

今般の橋梁談合事件においては、業者側の要請に基づいて、工事名、鋼重量、発注予定時期等、工事発注に関する未公表情報を教示していたことを踏まえ、これら工事発注に関する情報が記載された公表前の「発注の見通し」並びに「入札公告」等の入札発注手続きや、事後公表とした指名業者に関する情報についても、「予定価格」に準じた守秘情報とし、当該情報を知り得る者を最小限とするとともに、公表するまでの間は一切外部公表せず、資料については鍵付きロッカー等で厳重に保管するなど、情報管理の徹底を図る。

また、土地取得や関係者の協議が未了等のため、「発注の見通し」として公表されない工事についての情報などの守秘情報についても、同様に情報管理の徹底を図る。

さらに、競争参加資格確認通知又は指名通知から入札又は見積り合せまでの間の入札（見積）参加者と社員との接触禁止について、入札（見積）参加者へ要請文書を必ず交付する。

加えて、入札（見積）参加者が入札前に一同に会する現場説明会は既に原則として廃止しているが、これを徹底する。

<実施状況>

[3会社とも] 守秘情報等の情報管理を、さらに徹底するため、従来規定を改正済

全役職員への定期的なコンプライアンス教育・倫理教育等

<具体的内容>

談合等不正行為を行った場合は、懲戒処分及び損害賠償請求を厳格に行う旨、役職員に対して周知・徹底を行うとともに、倫理担当セクションによる継続的・効果的な取り組みのための仕組みを構築する。

<実施状況>

[3会社とも] 本社・支社等でコンプライアンス講習会を順次実施中
[中会社] 第1回取締役会において、「談合等不正行為防止策」に係る総合的な改革を実行することを決議済

社内相談窓口の構築

<具体的内容>

社員からの相談・通報を受けるため、専属の倫理担当社員によるチームを編成し社内相談窓口を設置する。

<実施状況>

[東・中会社] 「コンプラホットライン」を設置済
[西会社] 「コンプライアンス通報・相談窓口」を設置済

社外相談窓口の創設

<具体的内容>

社員からの相談・通報を受けるための社外相談窓口を設置する。

<実施状況>

[東・中会社] 「コンプラ弁護士ホットライン」を設置済
[西会社] 「コンプライアンス弁護士通報・相談窓口」を設置済

監査機能の強化

<具体的内容>

業務監査部門の体制及び検査・調査の権限を強化する。

<実施状況>

- | | |
|-------|--|
| [東会社] | <ul style="list-style-type: none">・業務検査室を設置済・平成17年度後期の内部監査において、談合等不正行為の防止を図る観点からの監査も実施中 |
| [中会社] | <ul style="list-style-type: none">・監査室を設置済・平成17年度後期の内部監査については、重点項目として談合等不正行為防止策に関し、事務所及び支社等における取り組み状況について監査を実施中 |
| [西会社] | <ul style="list-style-type: none">・監査部を設置済・平成17年度後期の内部監査において、談合等不正行為の防止を図る観点からの監査も実施中 |

おわりに

今後は、各会社ともに、二度と不正行為を起こさない、起こさせないとの強い決意のもと、今回の「改善措置」を真摯に実行していくとともに、的確なフォローアップを行い、必要に応じ見直しを行っていく。

一方、今回の調査においては、情報管理や情報開示のあり方が課題としてクローズアップされることになったが、「改善措置」の実行・見直しに当たっては情報管理の厳格化を重視するあまり、情報開示が後退するようなことがあってはならない。むしろ情報開示を適切に進めることで、競争を促進し、企業に対する信頼を向上させるという観点を見失わないように努めるとともに、公共工事の発注者として、役員及び社員一人一人のコンプライアンス意識をさらに高め、一層の競争性、公共性、透明性の向上について、今後も努力していく。

談合等不正行為防止策の実施状況

東日本高速道路株式会社
 中日本高速道路株式会社
 西日本高速道路株式会社
 平成18年2月6日現在

項目	実施状況		
	東会社	中会社	西会社
1. 今後の再就職のあり方について			
(1) 再就職に関する規制			
(2) 新人事制度の導入			
(3) 人事・倫理委員会の設置			
2. 談合防止に資する入札契約制度等について			
(1) 入札方法等の見直し			
一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止			
総合評価落札方式の改善、拡大			
電子入札の改善、拡大			
不落随意契約の原則廃止			
工事発注単位の決定基準などの明確化と運用の透明化			
(2) チェック機能の強化			
工事費内訳書の提出拡大			
情報開示の改善			
入札監視機能の強化			
施工の監督、検査体制の強化			
(3) 資格登録業者への要請			
業者に対する営業活動の自粛の徹底			
誓約書の運用強化及び協定の導入			
(4) 制裁の強化			
違約金の引上げ			
指名停止措置の強化			
競争参加を定める際の総合点数への制裁の反映			
3. 内部統制について			
役職員からの誓約書の徴取			
社内規程、倫理行動規準の厳格化			
情報管理の徹底			
全役職員への定期的なコンプライアンス教育・倫理教育等			
社内相談窓口の構築			
社外相談窓口の創設			
監査機能の強化			

実施状況 = 実施済(実施中) = 一部実施済(残りは作業中) = 作業中

談合等不正行為防止策について【とりまとめ】

平成 1 7 年 8 月 9 日

日本道路公団 総裁 近藤 剛

はじめに

日本道路公団発注の鋼橋上部工事に関して、平成 1 7 年 6 月 2 9 日、公正取引委員会から「独占禁止法に違反する談合行為がある」との刑事告発を受けて、東京高等検察庁は、当公団本社などの強制捜査に入った。

談合は、どんな事情があろうと許される行為ではない。当公団は、疑惑解明のために、捜査に全面協力するとともに、民営化を目前にした時期に、こうした疑いを持たれたこと自体を、公共工事の発注者として深刻、かつ重大な危機と受け止め、7月5日、談合はもちろん、あらゆる不正を排除する体制を確立するための「談合等不正行為防止策検討委員会」を設置した。

総裁が委員長を務め、すべての理事、外部有識者を委員に任命し、「一か月で成案を得る」ことを目標に、これまで委員会を3回、基本問題小委員会を5回、計8回開催し、不正行為防止策について集中的な審議・検討を行った。

しかし、この間にも、7月12日、直前まで鋼橋メーカー顧問だった公団の元理事や、メーカーの担当者計5名が逮捕されたばかりか、7月25日には内田道雄公団副総裁、8月1日には金子恒夫公団理事が、それぞれ独占禁止法違反（ほう助）及び刑法に違反する背任の疑いで逮捕されるという、極めて深刻な事態に至った。当然ながら、内田、金子両委員は、逮捕当日をもって「休職」とし、委員を解任した。

一連の捜査の進展は、当委員会の役割が非常に重要性を増し、同時に不正防止策の策定が急務であることを、各委員だけでなく、当公団職員のすべてに自覚させたと言える。

委員会は、外部有識者を中心とする基本問題小委員会で「枠組みや基本的方向性」を示し、内部委員は実務的視点から「実効性のある形でこれを生かす」検討を行う、という形で進めた。

具体的には、鋼橋上部工事の入札・落札結果の分析、PC上部工事、トンネル工事、土木工事、車両管理業務などの落札結果の把握を行うなど、これまで講じてきた談合防止策や職員倫理規定の実施状況を検証するとともに、あらゆる側面から、抜本的で、同時に実効性のある不正防止策を検討した。そして7月15日、論点整理（中間とりまとめ）を行った。

その後、公団副総裁、そして理事の逮捕という、予想を超えた捜査の進展に直面し、当委員会は、最終結論を待たずに早急に実施すべきものを決定するとともに、論点整理以降さらに議論を深め、本日、「談合等不正行為防止策」のとりまとめを行った。

10月の民営化を目前に控え、公共工事の発注者としてあらゆる検討を尽くし、やれることは全て実行することが必要であるとの反省の下、一刻も早く国民の信頼を回復することが、当公団の最も重要な責務である。不正排除への従来からの取り組みに加え、今回の「談合等不正行為防止策」は民営化を待つことなく、実行できるものから直ちに実行する。

また、今回とりまとめた「談合等不正行為防止策」の実施状況について、今後フォローアップを行っていくとともに、必要に応じ見直しを行い、また民営化により、より効率的・合理的に業務執行できる体制に向けた取り組みも行っていくこととする。

・不正行為防止策等

1. 今後の再就職のあり方について

公団発注の鋼橋上部工事の入札談合に関し、いわゆる天下りと談合との関連性が指摘されており、談合等不正行為への関与や公団の利益に反することとなる企業への利益誘導の疑惑を抱かせるような再就職は今後絶対にあってはならないとの考えの下、併せて公団在職中の職務の公正性の確保を図る観点から、公団退職後の再就職について所要の規制を行うとともに、民営化後の新会社においては「天下り」の必要のない人事制度を導入する。

(1) 再就職に関する規制

内規により、公団が競争入札により発注する業務を目的とする全ての企業への再就職を自粛する旨の義務を課する。

役員については、無期限に上記の企業への再就職を行わない。

職員については、7等級以上の職員（本社の課長代理クラス、支社の課長クラス及び事務所の副所長クラス以上の職にある職員）を規制の対象とし、離職後5年間は、上記の企業への再就職を行わない。

上記にかかわらず、職員が研究・開発、設計、海外事業、工事監理等、入札契約に携わらないことを明白にしたうえで再就職し、その後引き続き入札契約に携わらないことが保証される場合は、(3)で設置する「人事・倫理委員会(仮称)」に諮った上で、例外的に再就職を認めるものとする。

上記により、再就職しようとする職員は、次の資料を添えてその承認を求めるものとする。

- 1) 入札契約に携わらない旨を本人が記した誓約書
- 2) 再就職先の企業における担当業務を本人が具体的に記した書類
- 3) この規制に反した場合に公団からの制裁を課されても異議がない旨を再就職先の企業が記した誓約書

職員が再就職後に入札契約に携わった場合又は企業が役員を受け入れ若しくは の手続を経ないで職員を受け入れた場合は、当該企業に対して

指名停止措置（一般競争入札においては競争参加資格を認めない。以下同じ。）等の制裁を課する。

再就職先の企業名及び人数を毎年公表する。

（２）新人事制度の導入

早期退職慣行を廃止し、民間企業に相応しい働きがいのある職場環境を確立するために、基本的な方向性を速やかに定めた上で、下記を含む新人事制度の具体化を図り、民営化後の新会社において順次導入することができるように準備する。

早期退職慣行の廃止に伴い、役職定年制度及び専門職制度を導入する。

長期雇用のための方策として、定年延長の検討と併せ、再雇用制度を導入する。

人生設計の支援方策の一環として、転職支援制度を導入する。

（３）人事・倫理委員会（仮称）の設置

公団に、「人事・倫理委員会（仮称）」を設置する。

「人事・倫理委員会（仮称）」は、内部委員及び外部委員各若干名で構成し、その半数以上は外部委員でなければならない。

「人事・倫理委員会（仮称）」は、次の業務を行う。

- 1) 上記（１）に基づき、個々の再就職事案に関し、規制の内容に照らして、その可否を判定すること。
- 2) 就職に関する規制の実施状況及び個々の再就職者の職務内容を監視すること。
- 3) 職員が安心して働ける職場の確保状況並びに役職定年制度、再雇用制度及び転職支援制度等の新人事制度の導入・実施状況を監視すること。

２．談合防止に資する入札契約制度等について

入札契約制度については、これまで講じてきた談合防止策に加えて、次の対

策を実施し、今後予定している発注手続（発注手続を停止している鋼橋上部工事 19 件、発注手続を見合わせている鋼橋上部工事等 68 件を含む）に順次取り入れるなど、談合等不正行為防止に全力で取り組む。

（１）入札方法等の見直し

一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則廃止

・現行の公募型指名競争入札及び指名競争入札の範囲（250 万円超 24.3 億円未満の工事）について、一定の参加条件（技術的難易度、地理的条件、登録業者数、対象工事件数等に応じた参加条件等）を満たせば誰でも入札参加できる条件付一般競争入札を、民営化までにできるものから逐次実施する。なお、災害復旧等の緊急性のある工事等、時間的制約などの理由がある場合を除き、指名競争入札は廃止する。

例外的に指名競争入札を行う場合、指名業者名の事前（入札前）公表せず、事後（入札後）公表とするが、非指名業者の苦情申立の機会を担保するため、指名を行った時点でその旨を公表する。

発注手続を停止・見合わせている公募型指名競争入札については、直ちに指名業者数制限（10 者制限）を廃止し、条件付一般競争入札とする。

総合評価落札方式の改善、拡大

・環境保全、安全対策などの価格以外の要素と価格を総合的に評価する総合評価落札方式について、さらに改善し、3 年後に金額ベースで 5 割まで拡大することを目標とする。（改善課題例：評価項目の設定、評価点の設定、評価方法の決定、評価項目・技術提案などの評価・審査体制の確立）

電子入札の改善、拡大

・電子入札については、競争性の確保、受注機会の拡大、建設コストの削減及び事務の効率化等に効果的と思われることから、電子入札のシステム構築を図り、試行を再開し、平成 18 年度には件数ベースで 1 割に拡大することを目標とする。

不落随意契約の原則廃止

- ・入札参加者の適正な見積を強く促すとともに、一層の競争性の確保を図るため、災害復旧などの緊急性が優先され、改めて競争入札を実施することが困難な場合を除き、原則として不落随意契約を廃止する。

工事発注単位の決定基準などの明確化と運用の透明化

- ・業務執行における意思決定システムを確立するとともに、各職務の責任と権限を明確化していく。
- ・その中で、工事の発注単位については、トンネルや橋梁などの構造物の配置状況、掘削土と盛土のバランス、工事用道路、用地取得状況などを踏まえて、工事区間ごとに効率的な工程計画、施工計画を立案し、その決定基準や決定方法などについても明確化するとともに、その運用について入札監視統一事務局（後述）の事前審査の対象とするなど、透明化を図っていく。

（２）チェック機能の強化

工事費内訳書の提出拡大

- ・現行の予定価格事前公表案件、技術提案合意方式案件に加え、一般競争入札の対象となる案件も工事費内訳書の提出対象とし、当面件数ベースで５割に拡大し、将来さらに拡大を図る。

情報開示の改善

- ・現行の情報開示に加え、年度ごとに分かりやすく（図表などを使い）取りまとめた入札結果を閲覧及びHP（ホームページ）に公開する。（例：年度ごとの契約方式別・工種別の契約金額、件数、落札率、低入札価格調査件数、談合情報件数など）

入札監視機能の強化

- ・入札監視委員会について、委員の増員と機能の強化を図る。また、設置地区を増やす。

現行の 9 地区(支社ごと) 12 地区(支社・管理局ごと)

- ・公団の移行本部長（民営化後は新会社の会長及び社長）には必要な調査（1位不動の状況、低入札の状況など）を命じ、再入札を行わせることや公正取引委員会へ通報させる権限を付与するなど、委員会の権限を強

化する。

- ・公団の移行本部（民営化後は新会社）ごとに入札監視統一事務局を常設し、入札手続の事前審査（発注単位の決定方法などを含む）、入札審査、データ収集、分析調査を行い、委員会に運用状況など（必要に応じて入札手続中の案件を含む）を報告し、必要に応じて意見の具申をいただく。

施工の監督、検査体制の強化

- ・一般競争入札におけるデメリットの一つとされている不良不適格業者の参入に伴う施工不良などを防止するため、一般競争入札の拡大の実施状況を踏まえながら、確実に品質を確保する体制の強化、人材の育成、より効率的に品質確保を行う技術の開発・活用など、施工の監督、検査体制を強化する。

（３）受注（予定）者への要請

業者に対する営業活動の自粛の徹底《８月３日から実施済み》

- ・今般の談合事件を深刻かつ重大に受け止め、談合事件の告発時（６月２９日）に、業界団体を通じて業者に対し、営業活動の自粛を要請したが、その徹底を図るため、競争参加資格登録業者に対し直接、個別の発注案件に関する営業活動の自粛を要請する。（競争参加資格登録業者約３万４千社）

誓約書の運用強化及び協定の導入

- ・競争参加資格登録の条件として、法令などを遵守する旨の協定を公団と締結する。それまでの間、現行の入札参加者からの誓約書に加えて、新たに代表者（代表取締役会長（CEO）または代表取締役社長（COO））による当該年度を通じての誓約書を徴収する。
- ・協定及び誓約書の内容については、独占禁止法などに違反しない旨、独占禁止法などの違反事実を知った場合は公団又は民営化後の新会社に届け出る旨、前記１．（１）の再就職規制に反して、公団又は民営化後の新会社の役職員であった者の再就職を受け入れていない旨及びこれに反していることが判明した場合には前記１．（１）の制裁を課されても異議がない旨などとする。

(4) 制裁の強化

違約金の引き上げ

- ・今回の橋梁談合事件のように、大規模・組織的な談合であって刑事告発などがなされたものについて、特に、司法手続などにおいて主犯格であることが明らかになった場合、司法手続などにおいて受注者側による入札談合に公団OBが関与していたことが明らかになった場合、誓約書を提出しているにもかかわらず違反行為が明らかになった場合、10年以内の入札談合の再犯である場合など、悪質性が際立っている場合には、前記各項目の1項目に該当する企業に対しては、現行の10%の違約金特約条項に上乘せして5%の違約金(合計15%)を、2項目以上に該当する企業に対しては、現行の10%の違約金特約条項に上乘せして10%の違約金(合計20%)を徴収する。
- ・特約条項導入(平成15年6月)以前の工事で司法当局などにより談合の認定が行われたものについて、特約条項の適用がなくても損害賠償請求を行う。

指名停止措置の強化

- ・公団発注に係る談合事件については、現行の措置期間を2倍に延長し、最大24ヶ月の指名停止期間とする。
- ・対象業者に対しては、指名停止期間終了までに当該業者のコンプライアンス体制が確立されたことを公団に示す義務を課し、公団は確立されたことが確認されるまで、指名停止期間の延長などの措置をとる。(既に競争参加資格登録の期限が過ぎている場合には、確立が確認されるまで新たな登録を認めないこととする。)
- ・対象業者は、コンプライアンス体制の確立に関する協定を公団と締結し、公団は、当該協定にしたがって確認する。

競争参加を定める際の総合点数への制裁の反映

- ・公団発注工事での指名停止措置及び建設業法上の監督処分について、その状況に応じて、競争参加資格を定める際の総合点数に反映させる。

3 . 内部統制について

役職員の意識改革を図り、外部からの疑念をもたれないようにするため、民営化を待たず、以下の方策を速やかに実施する。

役職員からの誓約書の徴収

- ・役員、幹部職員、一般職員からそれぞれ、法令遵守、個人情報保護、談合等不正行為への不関与等について誓約書を徴収する。

社内規程、倫理行動規準の厳格化

- ・現行の倫理行動規準を見直し、取引先等との対応方法のルールを厳格化を図るとともに、懲戒処分及び損害賠償請求を厳正に行う。

情報管理の徹底

- ・「発注の見通し」、「入札公告」、「発注予告」等の公表前に入札発注手続や（事後公表とした）指名業者に関する情報については、「予定価格」に準じた守秘情報とし、鍵付きロッカー等で厳重に保管するなど、情報管理の徹底を図る。

全役職員への定期的なコンプライアンス教育・倫理教育等

- ・談合等不正行為を行った場合は、懲戒処分及び損害賠償請求を厳格に行う旨、役職員に対して周知・徹底を行う。
- ・本報告書の説明会・意見交換会の場において周知を行うとともに、倫理担当セクションによる継続的・効果的な取り組みのための仕組みを構築する。

社内相談窓口の構築

- ・倫理担当役員を任命し、専属の倫理担当職員によるチームを編成する。

《8月1日から実施済み》

社外相談窓口の創設

- ・職員からの相談・通報を受けるための社外相談窓口を設置する。

監査機能の強化

- ・業務監査部門の体制及び検査・調査の権限を強化する。

. 民営化後の取り扱い

民営化後の新会社は、高速道路の建設・運営という極めて公共性の高い事業を継承する。従って、今回取りまとめられた「不正行為防止策」など、総合的な改革は新会社においても継続して実行し、その趣旨をすみやかに実現しなければならない。それ以外に、今回の事件で失った国民の信頼を回復する道はない。新会社が国民の信頼を得て経営されるよう、公共工事の発注者として、一層の競争性、公正性、透明性の向上に向け、努力を続けることを強く申し送るものである。

受注企業調査及び公団OB調査

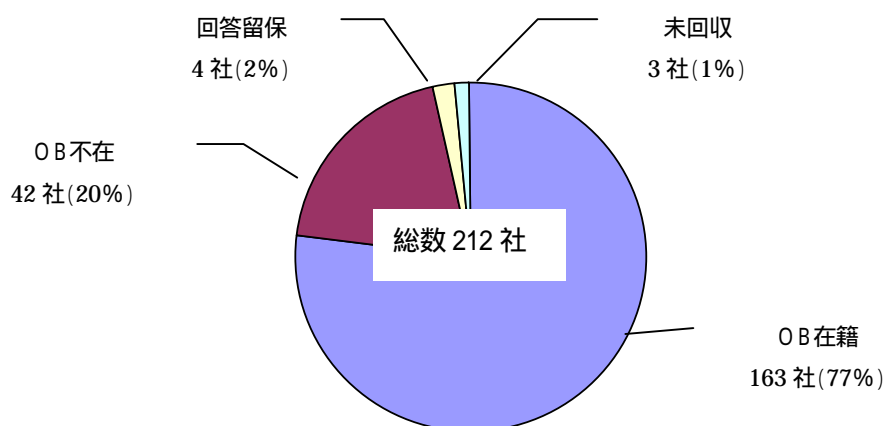
1. 受注企業調査

平成17年8月1日現在において工事競争参加資格登録（平成17・18年度）があり契約実績のある会社のうち、土木工事（トンネルを含む）については上位20社を、舗装・PC橋上部工・電気・塗装・造園・遮音壁・標識・交通情報の各工事については上位10社を、鋼橋工事業者はいわゆるA会・K会に参加していたとされる45社を対象とし調査を行った。

維持管理4業務及び車両管理業務については、平成14～16年度において受注実績のある全ての会社を、また橋梁保全工事については東京管理局管内で受注実績のある企業を対象とし調査を行った。

1-1 調査票回収状況

受注企業に対して質問票を送付、その回答の回収状況を以下に示す。



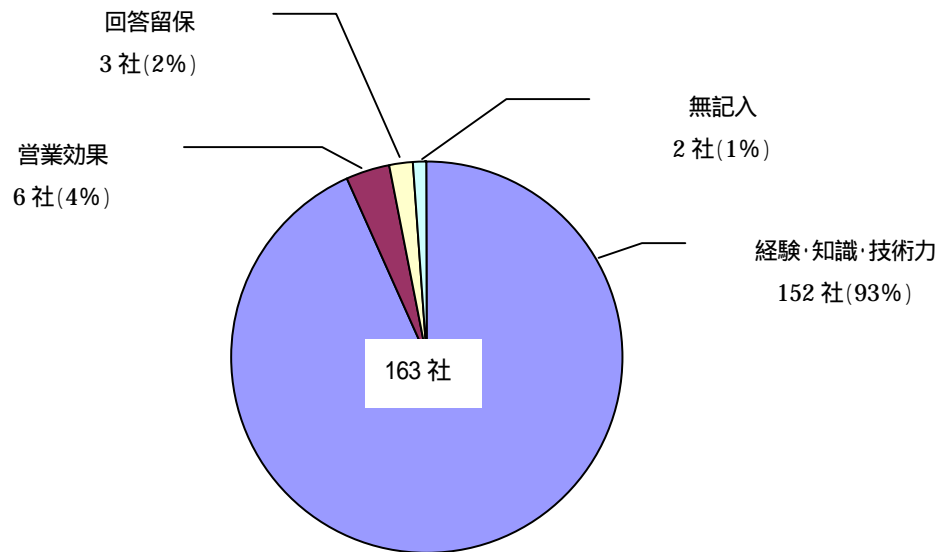
- ・総数 212 社のうち 209 社から回答。
- ・公団OBが在籍する会社は総数の77%にあたる163社。

1-2 調査票集計結果

上記の回収結果のうち、公団OBが在籍する企業163社を対象に、以下の集計を行った。

1-2-1 公団OBが在職する理由

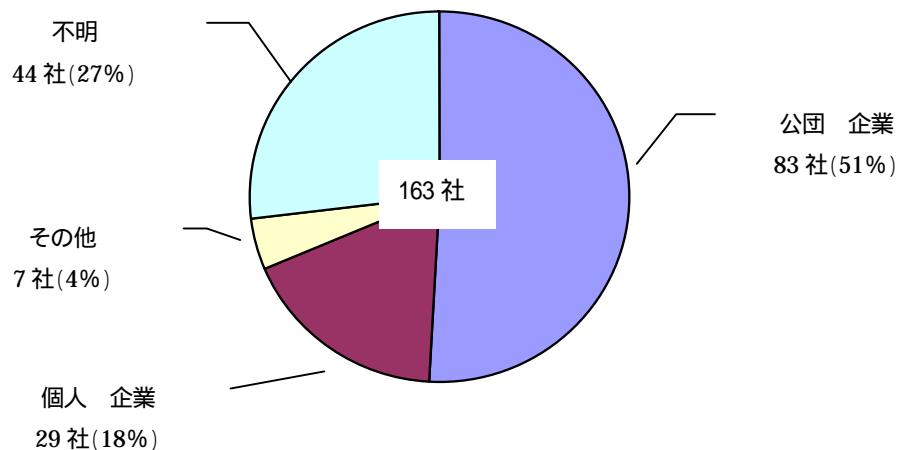
企業が公団OBを受け入れる理由、期待している役割や担当業務の決め方を質問した。以下にその結果を示す。



- ・ 経験・知識・技術力を期待する企業は 152 社で全体の 93% を占める。
- ・ 営業効果を期待するのは 163 社中 6 社 (4%)
- ・ 後述の公団OB 調査結果では「知識・経験・技術を必要とされた」と回答した社が 94%、「営業効果」は 4% で上記の結果とほぼ等しかった。(2-2-2 参照)

1-2-2 公団OB が在籍に至るまでの経緯

公団OB がどのようなやり取りで入社に至ったかを質問した。その結果を以下の表に示す項目に分類して集計を行った。



- ・ 公団と企業との協議において入社に至ったと答えた企業は約 5 割。
- ・ 公団を通さず、職員個人と企業との交渉によると答えたのは約 2 割。
- ・ 無記入・不明と答えた企業は、公団OB 調査結果では 7% (2-2-1 参照) に対し、本調査では約 3 割と多い。当時の担当者がない等の理由により詳細は分からない

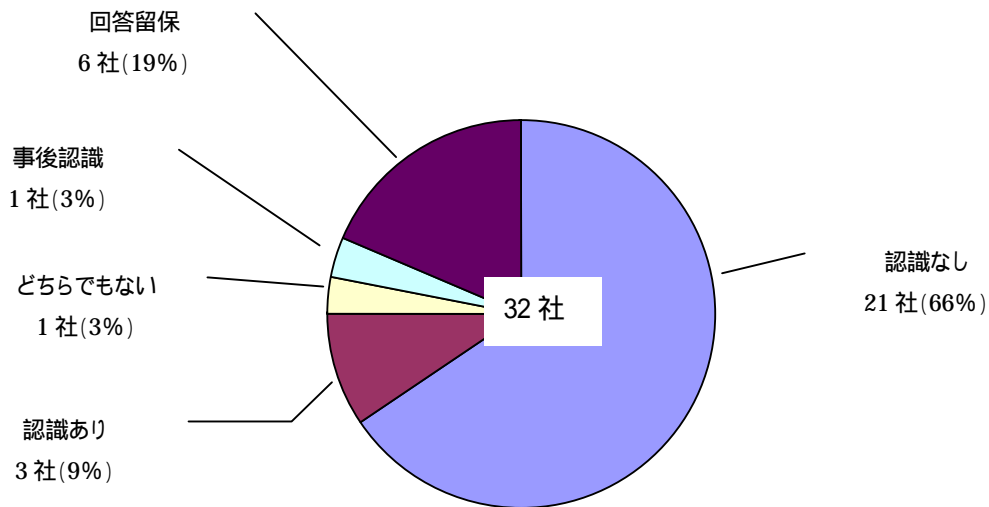
とのこと。

・公団 企業と個人 企業の割合は3対1と公団OB調査とほぼ同じ割合である。
(2-2-1 参照)

・「内田副総裁からの指示による元技師長の受け入れ要請が公団からあった」と1社が回答。この件についてはその他の聴き取り調査結果を交え報告書本文 2.6 にて記載。

1-2-3 公団OBの再就職と談合の関係への認識

公団OBの再就職と公取による排除勧告の対象となった談合行為の関係についての認識を鋼橋工事業者に質問し、以下にその集計を行った。



・「認識なし」と回答した企業は約7割。回答留保は約2割。

・「認識あり」と答えた企業は全体の約1割の3社であり、その回答を記載する。

A社:「直接の因果関係はないものの、談合行為を円滑に進めるため、公団OBを受け入れることが必要と認識していた。公団OBが具体的な受注活動をすることは期待していなかったが、数量配分に対する担保・保険との認識をしていた」

B社:「何らかの因果関係があると認識していたが詳細は知らない。公団OBの役割については全く知らない」

C社:「公団OBの存在が受注に際して、優位に働くのではないかとの考えはあった。しかし当社としては公団OBが談合行為に参画したことはない。受注業務は当社の社員が一切実施しており、公団OBは関係していない」

1-2-4 未公表情報の取得について

会社の役員・社員（公団OBを含む）が公団の役職員から、工事名、工事概要、発注時期等の未公表情報を得たことがないか質問した。

・未公表情報を取得しに公団を訪問した事があると回答した者は163社中3社であり、このうち2社の回答に関しては公団職員に対する聴き取り調査結果等で確認され、報告書本文 2.2 に述べている。また1社は故人のことであり内容は不明であった。

1-2-5 前倒し発注等について

会社の役員・社員（公団OBを含む）が公団の役職員に対し、前倒し発注や分割発注、発注基準の見直しを働きかけたことがあるかを質問した。

・「神田氏から当社の公団OBが聞いた話では、発注予定の工事が発注されなかった場合はその他の工事の前倒しを、大型工事は受注機会を増やすための分割を、それぞれ公団幹部へ陳情することを示唆していたようだ。」と回答した企業が鋼橋工事業者1社あった。

1-2-6 予定価格情報について

企業の役員・社員（公団OBを含む）が公団の役職員から、入札前に予定価格についての感触や予定価格に関する情報を得たことがあるかを質問した。

・予定価格情報を取得しに公団を訪問した事があると回答した者は163社中2社であり、うち1社に行った聴き取り調査での供述と、これを元に公団職員を調査した結果を報告書本文 2. の中で述べている。もう1社は故人のことであり内容は不明である。

1-2-7 公団OBの予定価格情報所持の言動について

企業に在籍する公団OBが予定価格について何らかの情報を持っているかのような言動をしたことがあるかを質問した。

・「暗にそのような事実を示すような発言をしたことがあったようであるが具体的には不明。」と回答した企業が鋼橋工事業者1社のみあった。その社の回答者に聴き取り調査を行ったが、明確な時期等の回答は得られず、詳細は不明である。

1-2-8 入札手続について

会社の役員・社員（公団OBを含む）が、公団の役職員から、入札前に発注者としての意向（いわゆる「天の声」）を直接あるいは間接に示されたと認識したことがあるかを質問した。

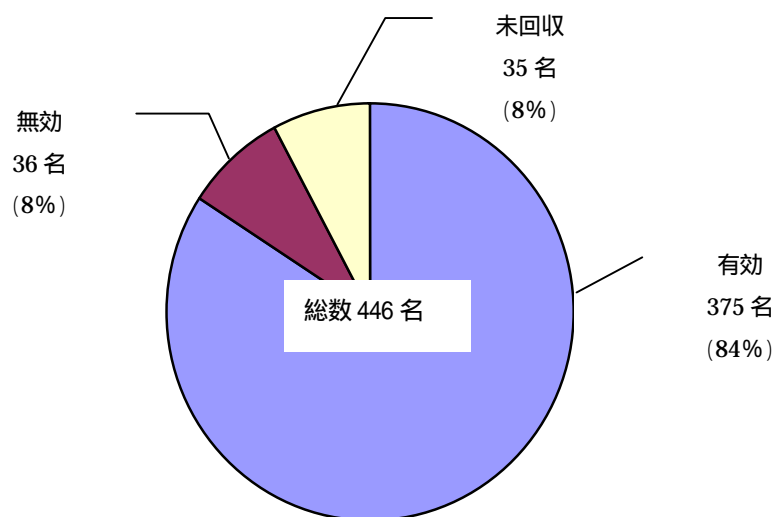
・「暗にそのような事実を示すような発言をしたことがあったが個別具体内容は確認し得ない」と回答した企業が鋼橋工事業者1社あった。その回答者に対し聴き取り調査を行ったが、ここ数年の話ではなく時期等は不明とのことであった。

2. 公団OB調査

公団業務の受注実績のある企業に再就職した公団OBを対象に調査を行った。

2-1 調査票回収状況

上記対象者に調査票を郵送し、記入後、返送してもらった。その回収状況を以下に示す。なお、既に企業を退職した方の回答及び亡くなった方の代理回答等は無効とした。



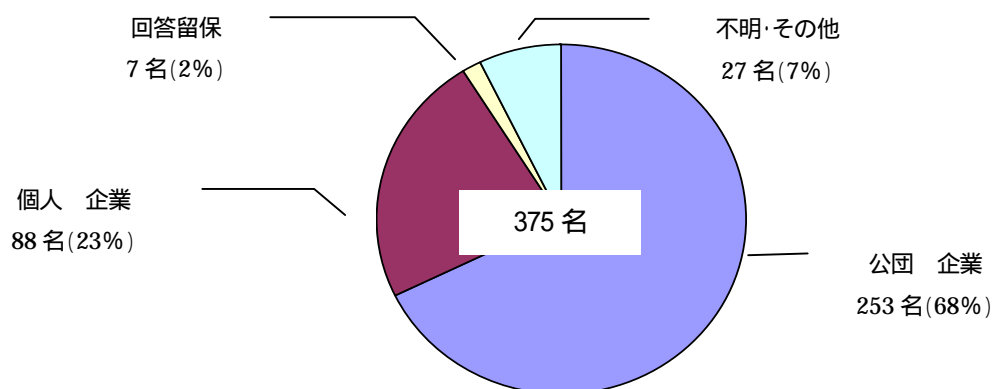
- ・調査対象者総数 446 名のうち 84% の 411 名から回答。
- ・そのうち有効回答数は 375 名であった。

2-2 調査票集計結果

上記回収結果のうち有効回答 375 名を対象にこれ以下の集計を行った。

2-2-1 再就職の経緯

どのようなやり取りで企業へ入社に至ったかを質問した。その結果を以下のグラフに示す項目に分類して集計を行った。

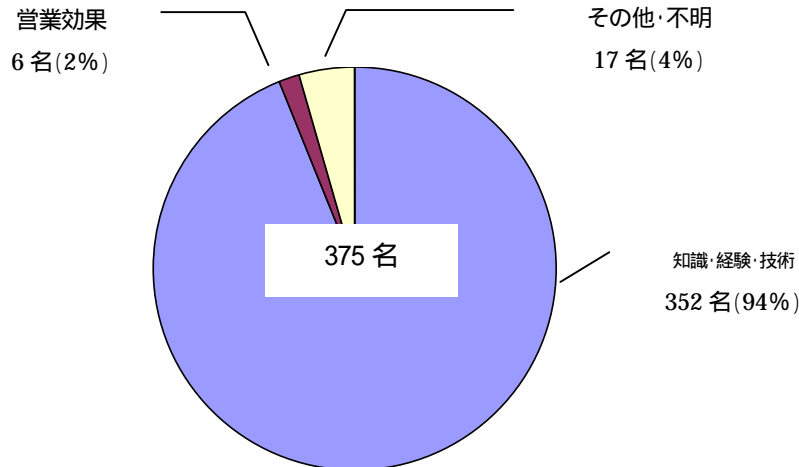


- ・公団を通じて企業に入社した者は全体の 7 割の 253 名。

- ・公団OB本人と企業間での話し合いによるのは88名(24%)
- ・公団 企業と個人 企業の割合は3対1で、受注企業に対する調査結果とほぼ同じ割合であった。(1-2-2 参照)

2-2-2 公団OBの受け入れ理由及び会社のメリットへの認識

会社が公団OBとして受け入れている理由や企業としてのメリットについてどのように認識しているかを質問した。その結果を以下のグラフに示す項目に分類して集計を行った。



- ・知識・経験・技術力を必要とされたと答えた者は352名(94%)
- ・営業効果を期待されているのではと答えた者は6名。そのうち受注機会の拡大を期待されていると認識している者は3名、人間関係を期待されていると認識している者は3名
- ・一方、受注企業調査結果では「知識・経験・技術を期待する」が93%を占め、「営業効果」は4%である。(1-2-1 参照)

2-2-3 未公表情報について

発注される前段階の発注に関する情報について、公団の役職員に対して聴取したことがあるか質問した。

- ・未公表情報を取得しに公団を訪問した事があると回答した者は375名中7名であり、うち2名の回答に関しては、この回答と公団職員を調査した結果を報告書本文 .2. の中で述べている。残る5名は個別発注の話題や具体的なやりとりがなかったとした。

2-2-4 前倒し発注等について

公団の役職員に対し、前倒し発注や分割発注、発注基準の見直し等を働きかけたことがあるか質問した。

- ・全ての者がないと回答。

2-2-5 予定価格の公団からの探り出しについて

予定価格について、公団の役職員に対して探り出しや感触探りをしたことはあるかを質問した。

・ 予定価格の探り出し行為をすべく公団を訪問した事があると回答した者は 375 名中 5 名である。うち 1 名の回答に関しては、聴き取り調査での供述とこれを元に公団職員を調査した結果を、報告書本文 .2. の中で述べている。回答者が相手を記憶していなかった者は 2 名、はっきり断られた者は 1 名、公団職員等にも聴き取り調査を実施したが供述したような事実は確認できなかった者は 1 名いた。

2-2-6 天の声を聞いたことの有無について

公団の役職員から発注者の意向いわゆる「天の声」と認識される発言を直接又は間接に聞いたことがあるかを質問した。

・ 天の声を聞いたことがあると回答した者は 375 名中 1 名であり、その回答者に対しヒアリングしたが、天の声を出したとされる者が特定できず事実確認ができなかった。

入札・落札結果等の実態調査

1. 調査の対象

今回の調査は、平成 17 年 9 月 29 日に公正取引委員会から出された改善措置要求を受けて、入札・落札の実態を把握するために行ったものである。

なお、調査対象業務は、鋼橋上部工工事以外に前回の調査(平成 17 年 9 月)の延長として、PC 橋上部工工事、トンネル工事、土木工事、舗装改良工事、電気工事、交通情報設備工事、塗装工事、造園工事、遮音壁工事、標識工事、維持管理 4 業務、車両管理業務とした。

今回の追加調査として、調査対象期間は、鋼橋上部工工事で独禁法違反が認定された期間(平成 14 年度～16 年度)にかんがみ、平成 14 年度から平成 17 年度 12 月までとした。また、平成 17 年度以降は不正行為防止のため入札契約制度等で種々の改善策が取られており、その効果を検証するために、主な改善策が実施に移された 10 月の民営化以降(平成 17 年度後期(10 月～12 月))とそれ以前(平成 17 年度前期(4 月～9 月))に分けて調査・分析を行った。

2. 調査結果

(1) 落札率

平均落札率 (別紙 2 P59、P69 参照)

< 概要 >

全体的に平成 14～16 年度においては平均落札率が高値で安定している状況であるが、平成 17 年度になると低下していく傾向にある。

鋼橋上部工工事の平成 14, 15, 16 年度の平均落札率は、それぞれ 96.9%、97.1%、96.4% となっているが、平成 17 年度前期には 84.2%、後期には 84.1% と、平成 16 年度と比べて 12 ポイント程度低下している。

他の主要工種である PC 橋上部工、トンネル、土木工事の平成 14～16 年度の平均落札率は、96.6%～97.8% となっているが、平成 17 年度前期には 95.1%～95.9%、後期には 89.8%～93.5% と、低下している。

また、上記以外の工種も傾向は同様で、平成 17 年度前期には塗装工事を除いて若干低下し、後期には平成 16 年度と比べて 2 ポイント～20 ポイント程度低下している。

一方、維持管理 4 業務は、平成 17 年度になっても比較的高い平均落札率を示しており、料金収受、交通管理業務の平均落札率は 98% を超えている。

なお、車両管理業務については前年度に比べ 9 ポイント程度低下している。

< 評価 >

鋼橋上部工工事の平成 17 年度の平均落札率が顕著に下がっていることについては、鋼橋上部工工事に関する談合の摘発があったことによるものと考えられるが、一方、発注件数の減少等も影響しているものとも推察できる。

そこで、平成 14～16 年度契約分と平成 17 年度契約分に分けて、受注者が算出した工事費と公団積算額(平成 17 年 10 月以降は会社積算額。以下同じ)について作業項目毎

の比較を行った。

平成 14～16 年度契約工事の作業項目毎の工事費は公団積算額の 95～98%(平均 96%) となっているのに対して、平成 17 年度契約工事の作業項目毎の工事費と公団積算額の比率は作業項目によって大きく異なっており、製作費や一般管理費等自社の利潤を下げてもコストを圧縮している状況が見受けられる(別紙 1)。こうした行為が、後述する低入札の増加にもつながっていると考えられる。

鋼橋上部工工事以外の工種でも、平成 17 年度、特に後期に平均落札率が低下していることについては、今回の談合の摘発に加えて入札契約制度の改善(指名競争入札の原則廃止・一般競争入札の拡大、不落随意契約の原則廃止等)や発注件数の減少により競争が促進されたことによるものともいえる。

なお、料金収受、交通管理業務の平均落札率が高いのは、1 社入札が多く、競合がない為であると考えられる。従って、競争原理を働かせる為の方策を引続き考えていく必要がある。

また、車両管理業務については、平成 17 年度契約から公募型指名競争入札を導入したことにより入札参加者が増加し競争性が働いた結果、落札率が低下したものであると考えられる。

予定価格の事前公表と落札率 (別紙 2 P60～61、P70 参照)

<概要>

予定価格の事前公表を 1 億円以上の工事を対象に平成 14 年度から試行しており、平成 14 年度は合計件数の 1 割、平成 15、16 年度は 2 割程度について実施した。全体的に事前公表対象案件の方が平均落札率が低い傾向が伺われるが、平成 17 年度後期になると、工種によっては事後公表工事の方が平均落札率が低い値を示しているものがある。

鋼橋上部工工事については、平成 14～17 年度前期までは、事前公表対象案件の方が若干平均落札率が低くなっているが、平成 17 年度後期には、事後公表工事の方が低くなっている。

鋼橋上部工工事以外の工事では、平成 17 年度後期において、PC 橋上部工、トンネル、土木、交通情報設備、遮音壁工事で、事後公表工事の平均落札率が事前公表のそれに比べて低くなっている。

維持管理 4 業務については、事前公表対象案件の方が平均落札率が低い傾向にあり、特に平成 17 年度の料金収受業務で低い値を示している。

<評価>

鋼橋上部工工事も含めて、平成 14～17 年度における平均落札率は工種によってまちまちであり、予定価格事前公表と落札率との間に明確な相関関係は見出せない。

なお、平成 17 年度料金収受業務における予定価格事前公表対象案件 4 件で平均落札率が低くなったのは、いずれも新規業者等が参入したことにより競争性が働いたものであると考えられる。

(2) 低入札の発生状況 (別紙 2 P62、P70 参照)

<概要>

全体的に平成 14～16 年度においては、低入札の発生割合は 3.5%～5.9%であったが、平成 17 年度前期では 17.6%、後期で 35.4%と大きく増大している。

鋼橋上部工工事については、平成 14～16 年度では、全体 201 件中 1 件の低入札しか発生していなかったが、平成 17 年度前期で 11 件中 7 件（63.6%）、平成 17 年度後期で 22 件中 12 件（54.5%）と大きく増大している。

鋼橋上部工工事以外の工種でも、PC 橋上部工やトンネル工事で平成 17 年度に初めて低入札が発生するなど、舗装改良や塗装工事を除いて平成 17 年度、特に後期に、のきなみ増大している。

また、委託業務では、車両管理業務の平成 17 年度の発生率が高くなっている。一方、交通管理業務については、低入札は 0 件であった。

< 評価 >

鋼橋上部工工事で平成 17 年度の低入札の発生率が大きく増大していることについては、談合の摘発が影響していると考えられるが、一方、発注件数の減少等によるものとも推察できる。

標識工事、遮音壁工事及び造園工事などの工種でもほぼのきなみ発生率が増大していることについては、入札契約制度の改善や発注件数の減少に伴う受注競争の高まりが影響しているものとも考えられる。

平成 17 年度の低入札価格調査対象案件についてみると、発注件数の減少に伴う激しい受注競争の中で、一般管理費の圧縮のほか、取引先にも資材購入費等の圧縮を要請するなどして、コスト削減を行っている状況が見受けられ、特定の会社を排除することを目的とした著しく低価格での競争であったという形跡は見出せない。

また、車両管理業務での低入札の発生率が高いのは、公募型指名競争入札の導入により新規業者が参入し競争性が高まった結果であると考えられる。

なお、低入札工事では品質低下の発生も危惧されるため、確実に品質を管理する体制の強化等に加え、契約方式の更なる工夫と実行が必要である。この工事の質を高めるための契約方式として、価格のほかに技術力等を競争条件に加える「総合評価落札方式」の拡大や改善を行う必要がある。

また、長期的には民間会社としてより合理的な契約のあり方などについても検討していくことが必要である。

(3) 落札時に予定価格を下回る者が1社となる入札の発生状況

(別紙 2 P63~64、P71 参照)

<概要>

鋼橋上部工工事について、談合していたとされるK会A会の47社との関係で調査を行ったところ、平成14~16年度の平均発生率を比較すると、

K会A会の47社のみが入札に参加しているケース(98件中18件)が18%、

K会A会以外の会社のみが入札に参加しているケース(23件中4件)が17%、

両者の混在のケース(39件中12件)が31%であり、混在のケースが高い。

平成17年度は、落札時に予定価格を下回る者が1社となる入札は発生していない。

他の主要工事については、平成14~16年度、平成17年度前期、平成17年度後期の順に、PC橋上部工工事が22%(141件中31件)、16%(19件中3件)、29%(7件中2件)、トンネル工事が51%(57件中29件)、7%(14件中1件)、0%(3件中0件)、土木工事が34%(271件中91件)、34%(41件中14件)、9%(11件中1件)であり、トンネル、土木工事は低下傾向にある。

維持管理4業務については、平成14~16年度は0~54%の発生状況であったが、平成17年度には2社以上で競争を行ったものは全て予定価格事前公表を行ったため、落札時に予定価格を下回る者が1社となる入札は発生していない。

<評価>

平成14~16年度について、落札時に予定価格を下回る者が1社となる入札状況を調査したところ、不正行為を疑わせるような規則性などは見出せなかった。

(4) 再度入札件数及び再度入札となった場合の順位の変動

(別紙 2 P65~66、P72~73 参照)

<概要>

鋼橋上部工工事については、平成14~16年度(全体で179件)では、80%が1回で入札が終了している。再度入札した36件(20%)は、すべて1回目と2回目の最低価格入札者が変わらない、いわゆる一位不動であった。

平成17年度については、17件全てが1回で入札が終了している。

鋼橋上部工工事以外の主要工種については、PC橋上部工、トンネル、土木工事とも平成14~17年度で、ほぼ8割以上が1回で入札を終了し、特に平成17年度後期においては、21件中19件(90%)が1回での入札となっている。これ以外の工種の1回入札率については、平成14~17年度前期は、交通情報設備工事(全期平均85%)及び平成17年度前期の遮音壁工事(84%)を除いて7割程度以下であるが、平成17年度後期では、38件中35件(92%)が1回での入札終了となっている。

平成14年度~17年度に全工事で再度入札した1,238件のうち、一位不動は1,213件(98%)であった。また、1回目と2回目でまったく順位の変動が無かった入札は29件(2%)であった。

維持管理4業務及び車両管理業務でも、ほぼ8割以上が1回で入札が終了している。

<評価>

再度入札で一位不動のケースが多いのは、落札意欲の乏しい参加者が多く、競争が十分に行われていないのではないかと懸念はある。特に1回目と2回目でまったく順

位の変動がないものが平成 14 年度以降で 29 件あったが、入札参加者が 2~4 社と少ないものが大半で、競争性が働きにくいと考えられ、不正行為があるとまでは断定できない状況であった。

なお、鋼橋上部工工事を始めほとんどの工種で、平成 17 年度後期の再度入札の発生割合が低下していることは、対象件数がまだ少ない状況ではあるが、競争性が高まってきていると推測される。

(5) 談合情報等への対応 (別紙 2 P68、P74 参照)

< 概要 >

鋼橋上部工工事についての談合情報は平成 14 年度以降なかった。

発注件数に対して、公正取引委員会への通報件数の各工種毎に占める割合は、トンネルが 6.5%、土木が 2.8%、PC 橋上部工が 1.9%となっている他は、1%以下であり、大きな違いはない。

談合情報案件工事のうち、情報で落札するとされた業者が実際にも落札するケースは、平成 14 年度以降 35 件中 29 件(約 8 割)だった(落札業者を特定していない談合情報を除く)。

維持管理 4 業務及び車両管理業務については、調査期間中、談合情報は無かった。

< 評価 >

談合情報は無かったが、平成 17 年度後期に、談合情報等への対応の一環として行う入札時の工事費内訳書の審査により入札を取りやめ・無効とした工事が 3 件発生した。

今後も更に入札監視機能の維持強化を図っていくことが必要である。

(6) 指名回数、落札回数、年間受注額の関連性 (別紙 2 P75 ~ P76 参照)

< 概要 >

発注機関において留意した方がよい、談合を疑うに足る事例として、指名回数、落札回数、年間受注額の間には何らかの関連性がある場合があるといわれていることから、発注規模の大きい鋼橋上部工、PC 橋上部工、トンネル、土木工事の平成 14 ~ 16 年度のデータを用いて、指名回数、落札回数、年間受注額の関連性を調査した。

鋼橋上部工工事についてみると、3 年間の公団からの受注合計額の上位 10 社は、単年度毎に見ても各年度ともほぼ上位の受注額を占めている。

しかし、年度毎に受注額が大きく落ち込む社も存在するなどの変動もある。

落札回数と指名回数の関係を見ると、平成 16 年度については、落札 1 回当たりの指名回数には、2.7 ~ 20 回と、ばらつきが見られる。

また、指名回数と年間受注額の間を見ると、指名 1 回当りに換算した年間受注額にも 80 ~ 674 万円/回と、ばらつきが見られるので、指名回数、落札回数、年間受注額の間に関連性は見出せない。

なお、平成 16 年度の指名 1 回当りに換算した年間受注額のばらつきは平成 14、15 年度に比べて大きくなっている。

PC 橋上部工工事も、3 年間の公団からの受注合計額の上位 10 社は、鋼橋上部工工事と同様、各年度ともほぼ上位の受注額を占めている。

また、平成 16 年度の落札 1 回当たりの指名回数は、4.3 ~ 12.5 回、指名 1 回当りに換算した年間受注額は、66 ~ 281 百万円/回と、ばらつきがあり、指名回数、落札回数、年間

受注額の間に関連性は見出せない。

トンネル、土木工事でも、3年間の公団からの受注合計額が上位10社に入る社は、年度によっては受注が無い社もあるが、各年度ともほぼ上位の受注額を占めている傾向が伺われる。

<評価>

受注額上位の社がほぼ固定しているとはいえ、各工種とも、公団以外からの受注も含めた年間平均完成工事金額の大きい社が、公団からの受注額の上位を占めている傾向があること、一般の商品の販売でも短期的にシェアがあまり変わらないということは珍しいことなどから、受注額上位の社がほぼ固定されていることをもって受注調整あり、とは断定できないが、上位の社が固定気味であるということは、不正行為が無いとしても競争性が十分に発揮されていない可能性がある。

今後、今回分析の対象とできなかった平成17年度以降の推移を注視しつつ、改めて判断する必要がある。

3.まとめ

全体的には、今回の談合の摘発に加えて談合等不正行為防止策の一環である入札契約制度の改善や発注件数の減少により競争性が促進されたことにより平均落札率が低下したと考えられる。今後とも競争性を高く維持するためには、電子入札など入札方式の更なる工夫と実行が必要である。

一方、低入札工事では品質低下の発生も危惧されるため、確実に品質を管理する体制の強化等に加え、契約方式の更なる工夫と実行が必要である。この工事の質を高めるための契約方式として、価格の他に技術力等を競争条件に加える「総合評価落札方式」の拡大や改善を行う必要がある。

また、長期的には民間会社としてより合理的な契約のあり方などについても検討していくことが必要である。

加えて、入札時の工事費内訳書の審査を通じて入札を取りやめ・無効にした工事が発生したことなどに鑑み、入札契約手続き全体を通して不正行為防止に資する監視機能の維持強化が喫緊の課題である。

別紙 - 1 鋼橋上部工工事における作業項目の比較・分析結果

平成 14～16 年度契約分と平成 17 年度契約分に分けて、受注者が算出した工事費と公団積算額について作業項目毎に比較・分析した結果を以下に示す。

< 契約工事における各作業項目が工事全体に占める割合及びその比率 >

作業項目		製作	架設	床版	塗装	付属物	諸経費	諸経費	詳細設計	合計
H14	公団積算 a	23.8%	12.2%	25.2%	4.1%	12.1%	18.2%	3.0%	1.4%	100.0%
	工事費 b	23.0%	11.9%	23.9%	4.0%	11.5%	17.4%	2.9%	1.4%	96.0%
H16	比率 b/a	96.7%	98.2%	94.8%	97.8%	95.0%	95.6%	96.4%	96.4%	
H17	公団積算 c	27.9%	9.2%	19.5%	3.3%	17.9%	16.7%	4.3%	1.2%	100.0%
	工事費 d	22.2%	9.9%	19.7%	3.0%	15.0%	7.5%	1.7%	1.2%	80.1%
	比率 d/c	79.4%	107.9%	100.8%	92.3%	83.6%	45.3%	38.5%	95.9%	

注) b/a、d/c は計数処理の関係で整合しない場合がある。

(条件等)

- ・ 分析工事は、一般的な工法であるトラッククレーン架設による鋼 2 主桁桁橋の工事を選択した。
- ・ 横軸は作業項目で、工事全体を、製作、架設、床版、塗装、付属物、諸経費（現場作業に伴う間接工事費と一般管理費等）諸経費（工場内作業に伴う一般管理費等）詳細設計の 8 つに分類したものである。
- ・ 縦軸の「公団積算」は、発注者の積算額であり、「工事費」は受注者の算出した工事費である。
- ・ 「公団積算」の数値は、公団積算の各作業項目の額が公団積算合計額に占める割合であり、「工事費」の数値は、受注者の積算した各作業項目の額を公団積算合計額で除した値である。

「平成 14～16 年度」分の受注者算出工事費は、公団積算額の 95～98%（平均 96%）となっており、作業項目別に見ても平均的に低減されている。

「平成 17 年度」分については、工事内容によって低減率が異なっている。

この分析結果と受注者のヒアリングから以下のことが推測される。

現地において施工する架設、床版といった作業項目は下請会社に外注されることから、公団積算と受注者算出工事費はほぼ同程度か、受注者算出工事費の方が割高となっている。

これに対して、自社工場で施工する「製作」、「塗装」は、減価償却等の「工場間接費」や「間接労務費」等を低減することで製作は公団積算額から約 21%、塗装は約 8%低くなっていると推測される。

支承、伸縮装置、排水管、高欄といった「付属物」は、資材を協力会社等から購入することで、公団積算額から約 16%低くなっていると推測される。

諸経費 の現場施工に関する共通仮設費、現場管理費、一般管理費等は、現場の安全・品質に影響する共通仮設費は低減できないが、現場管理費の一部と、一般管理費等（本支店経費等）を低減することで、公団積算額から約 55%低くなっていると推測される。

諸経費 は、工場の作業に係る一般管理費等を切りつめることで、公団積算額から約 61%低くなっていると推測される。

以上のように平成 14～16 年度に比べ、平成 17 年度は落札率が低くなっているが、これらの内容を見ると自社でコスト圧縮ができる作業項目について低減した結果であると推測される。

別紙 2 入札・落札結果等の実態調査結果

【1】 鋼橋上部工工事等の工事における入札・契約状況について

1. 平均落札率

(1) 工種別落札率

年度	工事全体	鋼橋上部工工事	PC橋上部工工事	トンネル工事	土木工事
H14	95.76%	96.87%	97.11%	97.55%	96.63%
H15	95.40%	97.09%	97.10%	97.75%	97.39%
H16	95.47%	96.37%	97.22%	97.70%	97.19%
H17(前)	92.03%	84.24%	95.90%	95.05%	95.89%
H17(後)	86.71%	84.06%	93.49%	89.83%	92.05%
年度	舗装改良工事	電気工事	交通情報設備	塗装工事	造園工事
H14	96.69%	96.77%	95.73%	94.99%	95.97%
H15	97.09%	96.08%	94.66%	91.48%	95.30%
H16	97.47%	96.70%	93.66%	88.61%	93.60%
H17(前)	96.83%	94.93%	90.36%	94.58%	89.27%
H17(後)	95.44%	89.32%	90.25%	-	79.67%
年度	遮音壁工事	標識工事	その他の工事		
H14	96.29%	95.98%	95.26%		
H15	95.91%	95.67%	94.98%		
H16	96.02%	94.58%	95.05%		
H17(前)	85.47%	90.77%	91.43%		
H17(後)	81.92%	74.67%	85.53%		

土木工事以外は契約金額100万円以上(随意契約除く)の工事。

「トンネル工事」は、土木工事のうち、件名に「トンネル」が含まれる契約金額100万円以上(随意契約除く)の工事をいう。

「土木工事」は、土木工事のうち、「トンネル工事」を除く契約金額3億円以上(随意契約除く)の工事をいう。

H17(前)は4月～9月までに契約した工事。

H17(後)は10月～12月までに契約した工事。

(2) 予定価格の事前公表

鋼橋上部工工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	61	96.90%	6	96.64%	55	96.93%
H15	57	97.16%	11	96.05%	46	97.42%
H16	65	96.30%	5	94.81%	60	96.42%
H17(前)	10	85.68%	3	85.38%	7	85.81%
H17(後)	21	83.96%	10	87.12%	11	81.08%

比較対象工事は、予定価格1億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

PC橋上部工工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	51	97.17%	6	97.54%	45	97.12%
H15	44	97.11%	10	96.61%	34	97.26%
H16	63	97.27%	8	96.49%	55	97.39%
H17(前)	29	95.90%	7	95.98%	22	95.88%
H17(後)	16	93.49%	9	95.53%	7	90.87%

比較対象工事は、予定価格1億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

トンネル工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	14	97.55%	4	97.72%	10	97.48%
H15	22	97.75%	6	97.01%	16	98.03%
H16	33	97.70%	2	97.28%	31	97.73%
H17(前)	20	95.05%	6	93.92%	14	95.54%
H17(後)	4	89.83%	1	96.60%	3	87.58%

比較対象工事は、予定価格1億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

土木工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	110	96.63%	19	95.58%	91	96.85%
H15	121	97.39%	23	97.30%	98	97.41%
H16	136	97.19%	16	97.40%	120	97.16%
H17(前)	62	95.89%	13	92.72%	49	96.73%
H17(後)	32	92.05%	21	92.15%	11	91.85%

比較対象工事は、契約金額3億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

舗装改良工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	142	96.83%	12	97.03%	130	96.81%
H15	137	97.25%	24	96.95%	113	97.32%
H16	142	97.72%	4	96.53%	138	97.75%
H17(前)	70	96.83%	19	96.71%	51	96.88%
H17(後)	8	96.22%	7	96.07%	1	97.22%

比較対象工事は、予定価格1億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

電気工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	54	96.60%	10	96.34%	44	96.66%
H15	72	96.35%	16	95.53%	56	96.58%
H16	45	96.78%	6	94.26%	39	97.17%
H17(前)	23	95.60%	5	94.76%	18	95.83%
H17(後)	3	92.53%	0	0.00%	3	92.53%

比較対象工事は、予定価格1億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

交通情報設備工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	45	93.32%	3	94.09%	42	93.27%
H15	67	93.00%	10	91.80%	57	93.21%
H16	45	92.73%	3	86.56%	42	93.17%
H17(前)	31	90.05%	4	76.14%	27	92.11%
H17(後)	7	85.02%	3	88.65%	4	82.30%

比較対象工事は、予定価格1億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

造園工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	15	96.27%	3	94.86%	12	96.63%
H15	13	97.30%	3	96.57%	10	97.52%
H16	7	97.39%	0	-	7	97.39%
H17(前)	3	90.40%	0	-	3	90.40%
H17(後)	0	-	0	-	0	-

比較対象工事は、予定価格1億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

遮音壁工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	129	96.42%	12	96.08%	117	96.46%
H15	89	96.49%	9	95.72%	80	96.57%
H16	37	97.49%	0	-	37	97.49%
H17(前)	21	77.07%	0	-	21	77.07%
H17(後)	2	67.77%	1	73.76%	1	61.78%

比較対象工事は、予定価格1億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

標識工事

年度	全体		予定価格事前公表(試行)		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	15	98.05%	1	94.81%	14	98.28%
H15	1	92.55%	0	-	1	92.55%
H16	4	96.87%	0	-	4	96.87%
H17(前)	0	-	0	-	0	-
H17(後)	0	-	0	-	0	-

比較対象工事は、予定価格1億円以上の競争入札(随契、不落随契を含まない。)

2. 低入札の発生状況

年度	全工事			鋼橋上部工工事		
	全体件数	低入札件数	発生率	全体件数	低入札件数	発生率
H14	2,963	104	3.51%	69	0	0.00%
H15	2,928	165	5.64%	65	1	1.54%
H16	2,193	129	5.88%	67	0	0.00%
H17(前)	1,077	189	17.55%	11	7	63.64%
H17(後)	280	99	35.36%	22	12	54.55%
年度	PC橋上部工工事			トンネル工事		
	全体件数	低入札件数	発生率	全体件数	低入札件数	発生率
H14	57	0	0.00%	14	0	0.00%
H15	46	0	0.00%	22	0	0.00%
H16	68	0	0.00%	33	0	0.00%
H17(前)	29	0	0.00%	20	1	5.00%
H17(後)	16	1	6.25%	4	1	25.00%
年度	土木工事			舗装改良工事		
	全体件数	低入札件数	発生率	全体件数	低入札件数	発生率
H14	110	4	3.64%	205	1	0.49%
H15	121	1	0.83%	217	1	0.46%
H16	136	2	1.47%	206	3	1.46%
H17(前)	62	2	3.23%	98	1	1.02%
H17(後)	32	5	15.63%	10	0	0.00%
年度	電気工事			交通情報設備工事		
	全体件数	低入札件数	発生率	全体件数	低入札件数	発生率
H14	127	2	1.57%	198	9	4.55%
H15	127	2	1.57%	189	15	7.94%
H16	85	1	1.18%	148	14	9.46%
H17(前)	45	2	4.44%	44	11	25.00%
H17(後)	5	1	20.00%	21	3	14.29%
年度	塗装工事			造園工事		
	全体件数	低入札件数	発生率	全体件数	低入札件数	発生率
H14	81	7	8.64%	150	6	4.00%
H15	70	15	21.43%	94	5	5.32%
H16	22	6	27.27%	76	10	13.16%
H17(前)	6	1	16.67%	20	6	30.00%
H17(後)	0	0	-	10	5	50.00%
年度	遮音壁工事			標識工事		
	全体件数	低入札件数	発生率	全体件数	低入札件数	発生率
H14	309	4	1.29%	144	4	2.78%
H15	236	8	3.39%	132	7	5.30%
H16	159	10	6.29%	81	5	6.17%
H17(前)	58	23	39.66%	25	5	20.00%
H17(後)	14	8	57.14%	9	7	77.78%

契約金額100万円以上(土木工事は契約金額3億円以上)で**随意契約を除く**。

低入札件数は、落札率が85%未満のもの。

3. 落札時に予定価格を下回る者が1社となる入札の発生状況

(1) 鋼橋上部工工事

項目 年度	入札参加者が47社()のみの場合			入札参加者が47社以外の場合			入札参加者が47社と47社以外が混在している場合		
	全体件数	落札時に おいて1社 だけが 予定価格 を下 回った数	全体件数 に対する 割合	全体 件数	落札時に おいて1社 だけが 予定価格 を下 回った数	全体件数 に対する 割合	全体 件数	落札時に おいて1社 だけが 予定価格 を下 回った数	全体件数 に対する 割合
H14	30	5	16.7%	9	2	22.2%	20	5	25.0%
H15	25	6	24.0%	8	1	12.5%	14	6	42.9%
H16	43	7	16.3%	6	1	16.7%	5	1	20.0%
H17(前)	4	0	0%	3	0	0%	0	0	-
H17(後)	0	0	-	2	0	0%	9	0	0%
項目	合計								
年度	全体件数	落札時に おいて1社 だけが 予定価格 を下 回った数	全体件数 に対する 割合						
H14	59	12	20.3%						
H15	47	13	27.7%						
H16	54	9	16.7%						
H17(前)	7	0	0%						
H17(後)	11	0	0%						

K会・A会の47社は、新聞報道によるもの。

(2) 鋼橋上部工工事以外の工事

項目 年度	PC橋上部工工事			トンネル工事		
	全体件数	落札時に おいて1社 だけが 予定価格 を下 回った数	全体件数 に対する 割合	全体件数	落札時に おいて1社 だけが 予定価格 を下 回った数	全体件数 に対する 割合
H14	49	12	24.5%	10	2	20.0%
H15	33	6	18.2%	16	12	75.0%
H16	59	13	22.0%	31	15	48.4%
H17(前)	19	3	15.8%	14	1	7.1%
H17(後)	7	2	28.6%	3	0	0.0%

項目 年度	土木工事			舗装改良工事		
	全体件数	落札時に おいて1社 だけが 予定価格 を下 回った数	全体件数 に対する 割合	全体件数	落札時に おいて1社 だけが 予定価格 を下 回った数	全体件数 に対する 割合
H14	80	20	25.0%	151	22	14.6%
H15	79	29	36.7%	136	28	20.6%
H16	112	42	37.5%	132	37	28.0%
H17(前)	41	14	34.1%	53	13	24.5%
H17(後)	11	1	9.1%	2	1	50.0%

年度 \ 項目	電気工事			交通情報設備工事		
	全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合	全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合
H14	89	31	34.8%	176	91	51.7%
H15	87	28	32.2%	161	90	55.9%
H16	63	24	38.1%	127	68	53.5%
H17(前)	31	9	29.0%	37	20	54.1%
H17(後)	3	0	0.0%	13	10	76.9%

年度 \ 項目	塗装工事			造園工事		
	全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合	全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合
H14	47	16	34.0%	136	53	39.0%
H15	54	14	25.9%	84	31	36.9%
H16	17	5	29.4%	72	22	30.6%
H17(前)	5	2	40.0%	14	2	14.3%
H17(後)	0	0	-	3	0	0.0%

年度 \ 項目	遮音壁工事			標識工事		
	全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合	全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合
H14	242	56	23.1%	117	23	19.7%
H15	187	57	30.5%	97	27	27.8%
H16	127	41	32.3%	70	14	20.0%
H17(前)	53	9	17.0%	22	6	27.3%
H17(後)	11	2	18.2%	6	1	16.7%

契約金額100万円以上。(土木工事は契約金額3億円以上)
競争入札のみ(随意契約、予定価格事前公表案件、不落随契を除く。)

4. 再度入札件数および再度入札となった場合の順位の変動

鋼橋上部工工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	63	55	87.3%	8	12.7%	8	100.0%	0	0.0%
H15	54	40	74.1%	14	25.9%	14	100.0%	0	0.0%
H16	62	48	77.4%	14	22.6%	14	100.0%	0	0.0%
H17(前)	7	7	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-
H17(後)	10	10	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-

PC橋上部工工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	51	43	84.3%	8	15.7%	6	75.0%	0	0.0%
H15	36	29	80.6%	7	19.4%	7	100.0%	1	14.3%
H16	60	55	91.7%	5	8.3%	4	80.0%	0	0.0%
H17(前)	22	18	81.8%	4	18.2%	4	100.0%	0	0.0%
H17(後)	7	7	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-

トンネル工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	10	9	90.0%	1	10.0%	1	100.0%	1	100.0%
H15	16	14	87.5%	2	12.5%	2	100.0%	1	50.0%
H16	31	27	87.1%	4	12.9%	4	100.0%	1	25.0%
H17(前)	14	14	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-
H17(後)	3	2	66.7%	1	33.3%	1	100.0%	0	0.0%

土木工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	91	76	83.5%	15	16.5%	15	100.0%	0	0.0%
H15	98	76	77.6%	22	22.4%	22	100.0%	2	9.1%
H16	120	104	86.7%	16	13.3%	16	100.0%	3	18.8%
H17(前)	49	39	79.6%	10	20.4%	10	100.0%	1	10.0%
H17(後)	11	10	90.9%	1	9.1%	1	100.0%	0	-

舗装改良工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	193	131	67.9%	62	32.1%	62	100.0%	0	0.0%
H15	193	98	50.8%	95	49.2%	95	100.0%	0	0.0%
H16	202	82	40.6%	120	59.4%	120	100.0%	0	0.0%
H17(前)	79	42	53.2%	37	46.8%	36	97.3%	0	0.0%
H17(後)	2	2	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-

電気工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	117	71	60.7%	46	39.3%	46	100.0%	0	0.0%
H15	111	72	64.9%	39	35.1%	39	100.0%	0	0.0%
H16	79	54	68.4%	25	31.6%	25	100.0%	0	0.0%
H17(前)	40	26	65.0%	14	35.0%	14	100.0%	0	0.0%
H17(後)	3	3	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-

交通情報設備工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	189	150	79.4%	39	20.6%	38	97.4%	5	12.8%
H15	163	141	86.5%	22	13.5%	20	90.9%	5	22.7%
H16	131	119	90.8%	12	9.2%	11	91.7%	5	41.7%
H17(前)	31	29	93.5%	2	6.5%	2	100.0%	1	50.0%
H17(後)	13	12	92.3%	1	7.7%	1	100.0%	1	100.0%

塗装工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	81	34	42.0%	47	58.0%	44	93.6%	0	0.0%
H15	70	40	57.1%	30	42.9%	27	90.0%	0	0.0%
H16	22	13	59.1%	9	40.9%	8	88.9%	0	0.0%
H17(前)	6	4	66.7%	2	33.3%	2	100.0%	0	0.0%
H17(後)	0	0	-	0	-	0	-	0	-

造園工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	147	90	61.2%	57	38.8%	57	100.0%	0	0.0%
H15	91	55	60.4%	36	39.6%	36	100.0%	1	2.8%
H16	76	54	71.1%	22	28.9%	22	100.0%	1	4.5%
H17(前)	20	13	65.0%	7	35.0%	7	100.0%	0	0.0%
H17(後)	3	2	66.7%	1	33.3%	1	100.0%	0	0.0%

遮音壁工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	297	207	69.7%	90	30.3%	89	98.9%	0	0.0%
H15	227	141	62.1%	86	37.9%	80	93.0%	0	0.0%
H16	159	96	60.4%	63	39.6%	62	98.4%	0	0.0%
H17(前)	57	48	84.2%	9	15.8%	9	100.0%	0	0.0%
H17(後)	11	10	90.9%	1	9.1%	0	0.0%	0	-

標識工事

年度	全体 件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		件数	比率	件数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった件数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった件数	
						件数	比率	件数	比率
H14	143	102	71.3%	41	28.7%	41	100.0%	0	0.0%
H15	132	70	53.0%	62	47.0%	61	98.4%	0	0.0%
H16	81	58	71.6%	23	28.4%	23	100.0%	0	0.0%
H17(前)	25	19	76.0%	6	24.0%	6	100.0%	0	0.0%
H17(後)	6	6	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-

契約金額100万円以上。(土木工事は契約金額3億円以上)
 予定価格事前公表対象案件、随意契約を除く。
 不落随意契約案件を含む

5. 談合情報等への対応

公正取引委員会への通報件数(工事種別毎)

鋼橋上部工工事			PC橋上部工工事			トンネル工事		
発注件数	うち公取 通報件数	割合	発注件数	うち公取 通報件数	割合	発注件数	うち公取 通報件数	割合
234	0	0.0%	216	4	1.9%	93	6	6.5%
土木工事			舗装改良工事			電気工事		
発注件数	うち公取 通報件数	割合	発注件数	うち公取 通報件数	割合	発注件数	うち公取 通報件数	割合
461	13	2.8%	736	2	0.3%	389	1	0.3%
交通情報設備工事			塗装工事			造園工事		
発注件数	うち公取 通報件数	割合	発注件数	うち公取 通報件数	割合	発注件数	うち公取 通報件数	割合
600	1	0.2%	179	1	0.6%	350	2	0.6%
遮音壁工事			標識工事			合計		
発注件数	うち公取 通報件数	割合	発注件数	うち公取 通報件数	割合	発注件数	うち公取 通報件数	割合
776	5	0.6%	391	4	1.0%	4,425	39	0.9%

契約金額100万円以上(随意契約を除く)。(土木工事は3億円以上)

H14～H17(12月28日までに契約したもの)全件数

談合情報については、すべて公正取引委員会に通報している。

【2】 維持管理四業務及び車両管理業務の入札・契約状況について

1. 平均落札率

(1) 業務別落札率

維持管理四業務

年度	維持管理 四業務全体	維持修繕作業	保全点検業務	料金収受業務	交通管理業務
H14	96.97%	97.12%	95.68%	99.56%	97.99%
H15	96.49%	96.63%	95.19%	99.26%	99.73%
H16	95.93%	96.31%	94.34%	98.40%	98.39%
H17	95.75%	96.32%	94.13%	98.64%	99.33%

随意契約を除く。

車両管理業務

年度	全体
H14	97.40%
H15	95.56%
H16	96.46%
H17	87.69%

随意契約を除く。

(2) 予定価格の事前公表

維持修繕作業

年度	全体		予定価格事前公表		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	58	97.12%	-	-	58	97.12%
H15	114	96.63%	13	93.77%	101	97.00%
H16	62	96.31%	2	97.95%	60	96.26%
H17	104	96.32%	17	91.91%	87	97.19%

保全点検業務

年度	全体		予定価格事前公表		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	119	95.68%	-	-	119	95.68%
H15	238	95.19%	18	91.10%	220	95.53%
H16	118	94.34%	7	89.39%	111	94.65%
H17	233	94.13%	82	87.79%	151	97.57%

料金收受業務

年度	全体		予定価格事前公表		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	52	99.56%	-	-	52	99.56%
H15	95	99.26%	11	98.95%	84	99.30%
H16	57	98.40%	7	97.49%	50	98.53%
H17	99	98.64%	4	78.05%	95	99.51%

交通管理業務

年度	全体		予定価格事前公表		予定価格事後公表	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率	件数	平均落札率
H14	9	97.99%	-	-	9	97.99%
H15	9	99.73%	0	-	9	99.73%
H16	9	98.39%	3	97.11%	6	99.03%
H17	9	99.33%	0	-	9	99.33%

2. 低入札の発生状況

(1) 維持管理四業務

年度	維持修繕作業			保全点検業務			料金收受業務			交通管理業務		
	全体件数	低入札件数	発生率	全体件数	低入札件数	発生率	全体件数	低入札件数	発生率	全体件数	低入札件数	発生率
H14	58	0	0.00%	119	3	2.52%	52	0	0.00%	9	0	0.00%
H15	114	3	2.63%	238	13	5.46%	95	0	0.00%	9	0	0.00%
H16	62	3	4.84%	118	10	8.47%	57	1	1.75%	9	0	0.00%
H17	104	2	1.92%	233	14	6.01%	99	3	3.03%	9	0	0.00%

(2) 車両管理業務

年度	全体件数	低入札件数	発生率
H14	1	0	0.00%
H15	19	0	0.00%
H16	1	0	0.00%
H17	16	5	31.25%

低入札件数は、落札率が85%未満のもの

3. 落札時に予定価格を下回る者が1社となる入札の発生状況

年度	項目	維持修繕		
		全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合
H14		46	25	54%
H15		22	11	50%
H16		6	1	17%
H17		0	0	-

年度	項目	保全点検		
		全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合
H14		107	25	23%
H15		117	45	38%
H16		44	17	39%
H17		0	0	-

年度	項目	料金收受		
		全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合
H14		51	22	43%
H15		17	6	35%
H16		4	2	50%
H17		0	0	-

年度	項目	交通管理		
		全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合
H14		3	0	0%
H15		0	0	-
H16		0	0	-
H17		0	0	-

年度	項目	車両管理		
		全体件数	落札時において1社だけが予定価格を下回った数	全体件数に対する割合
H14		1	0	0%
H15		19	4	21%
H16		1	0	0%
H17		16	1	6%

競争入札のみ(1者入札を除く。)で、予定価格事前公表対象案件及び随意契約(競争入札後1回に限り随意契約が認められている。)を除く。
不落随契除く。

4. 再度入札件数および再度入札となった場合の順位の変動

維持修繕作業

年度	全体件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		回数	比率	回数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった回数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった回数	
						回数	比率	回数	比率
H14	48	37	77.1%	11	22.9%	11	100.0%	11	100.0%
H15	23	20	87.0%	3	13.0%	3	100.0%	3	100.0%
H16	6	6	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-
H17	0	0	-	0	-	0	-	0	-

保全点検業務

年度	全体件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		回数	比率	回数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった回数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった回数	
						回数	比率	回数	比率
H14	103	94	91.3%	9	8.7%	9	100.0%	6	66.7%
H15	116	95	81.9%	21	18.1%	21	100.0%	19	90.5%
H16	44	42	95.5%	2	4.5%	2	100.0%	2	100.0%
H17	0	0	-	0	-	0	-	0	-

料金收受業務

年度	全体件数	入札が一回で終了した件数		入札が二回で終了した件数					
		回数	比率	回数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった回数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった回数	
						回数	比率	回数	比率
H14	51	38	74.5%	13	25.5%	13	100.0%	12	92.3%
H15	17	16	94.1%	1	5.9%	1	100.0%	1	100.0%
H16	3	2	66.7%	1	33.3%	1	100.0%	1	100.0%
H17	0	0	-	0	-	0	-	0	-

交通管理業務

年度	全体件数	入札が一回で終了した回数		入札が二回で終了した回数					
		回数	比率	回数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった回数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった回数	
						回数	比率	回数	比率
H14	3	3	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-
H15	0	0	-	0	-	0	-	0	-
H16	0	0	-	0	-	0	-	0	-
H17	0	0	-	0	-	0	-	0	-

車両管理業務

年度	全体件数	入札が一回で終了した回数		入札が二回で終了した回数					
		回数	比率	回数	比率	うち、一回目と二回目で最低入札者が変わらなかった回数		うち、一回目と二回目で入札参加者の入札額の順位が全く変わらなかった回数	
						回数	比率	回数	比率
H14	1	1	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-
H15	19	18	94.7%	1	5.3%	1	100.0%	1	100.0%
H16	1	1	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-
H17	16	16	100.0%	0	0.0%	0	-	0	-

予定価格事前公表対象案件及び1者入札を除く。

5. 談合情報等への対応

公正取引委員会への通報件数

平成14年度～平成17年12月における維持管理四業務及び車両管理業務における談合情報は以下のとおり。
--

該当なし

6. 指名回数, 落札回数, 年間受注額

鋼橋上部工工事

(単位:百万円)

H14～16の 受注合計額 上位10社 (公団分)	H14年度(公団分)			H15年度(公団分)			H16年度(公団分)			平均完工高 順位
	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	
M1	1	5.0	286	21	7.0	142	3	2.7	674	4
M2	7	6.0	198	4	10.0	206	1	9.0	337	7
M3	2	5.0	252	1	7.5	285	17	18.0	121	3
M4	5	5.3	180	9	11.0	150	2	5.3	340	5
M5	10	16.0	134	5	12.0	165	4	6.0	238	1
M6	6	7.5	191	2	3.3	299	24	16.0	101	2
M7	3	5.0	232	3	5.5	241	25	20.0	80	9
M8	4	4.7	227	11	6.5	123	10	6.0	162	11
M9	8	16.0	144	7	16.0	119	5	9.0	191	10
M10	14	7.5	121	6	4.5	217	6	3.3	242	8

PC橋上部工工事

(単位:百万円)

H14～16の 受注合計額 上位10社 (公団分)	H14年度(公団分)			H15年度(公団分)			H16年度(公団分)			平均完工高 順位
	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	
P1	1	5.8	120	1	6.0	316	1	4.3	281	3
P2	6	13.0	78	3	5.8	232	2	7.2	191	2
P3	2	6.7	132	2	4.6	245	4	9.7	118	4
P4	4	5.0	214	10	6.0	131	3	7.3	161	1
P5	7	8.5	97	7	6.0	223	5	6.0	141	10
P6	5	7.3	95	9	7.0	184	6	12.5	118	12
P7	9	7.0	73	5	10.0	162	9	11.0	72	5
P8	3	6.7	120	11	9.0	128	9	9.0	88	8
P9	18	11.0	102	4	3.0	543	8	6.5	195	11
P10	12	9.0	77	8	5.0	176	18	8.7	66	7

平成16年4月1日時点の有資格者名簿における「A等級」の業者を対象
平均完工高: 公団以外からの受注も含めた年間平均完成工事金額

トンネル工事

(単位:百万円)

H14～16の 受注合計額 上位10社 (公団分)	H14年度(公団分)			H15年度(公団分)			H16年度(公団分)			平均完工高 順位
	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	
	T1	2	3.0	1,278	2	3.0	994	3	2.7	
T2	9	5.0	386	3	3.0	914	2	3.3	805	3
T3	-	-	-	5	4.5	549	1	1.5	1,354	1
T4	5	3.0	896	1	3.0	1,071	21	11.0	155	2
T5	11	4.0	366	4	2.5	1,044	8	3.5	513	11
T6	14	5.0	266	7	2.5	802	7	2.5	770	8
T7	1	2.0	994	22	7.0	177	6	3.5	558	10
T8	-	-	-	6	3.0	766	5	3.0	654	13
T9	-	-	-	11	3.0	458	4	3.5	674	4
T10	13	3.0	458	9	3.0	562	13	6.0	423	20

土木工事

(単位:百万円)

H14～16の 受注合計額 上位10社 (公団分)	H14年度(公団分)			H15年度(公団分)			H16年度(公団分)			平均完工高 順位
	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	年間受注額 順位	指名回数 落札回数	年間受注額 指名回数	
	D1	-	-	-	2	1.0	3,885	6	2.0	
D2	2	2.0	1,483	-	-	-	3	1.0	5,250	7
D3	-	-	-	4	2.0	1,276	3	2.0	1,311	12
D4	-	-	-	-	-	-	1	2.0	1,283	5
D5	-	11.0	51	5	3.5	363	7	2.0	706	31
D6	1	1.5	1,504	-	-	-	9	2.0	702	4
D7	-	-	-	-	-	-	2	2.0	1,761	2
D8	-	-	-	1	2.0	1,063	23	5.0	430	18
D9	15	3.0	429	7	2.0	1,166	17	3.0	840	6
D10	15	3.0	429	6	7.0	336	25	4.0	518	9

平成16年4月1日時点の有資格者名簿における「A等級」の業者を対象
平均完工高:公団以外からの受注も含めた年間平均完成工事金額